

令和6年度

認定こども園・保育所（園）・小規模保育施設



保育利用 あんない

令和6年4月1日入所希望対象 1次選考申込受付期間について

- 期間：令和5年11月1日(水)～11月13日(月) ※11月3日(金・祝)・11月4日(土) 11月5日(日)・11月11日(土) 除く
- 時間：月～木 午前8時45分～午後5時15分(11月10日(金)のみ午後8時まで受付)
日 午前10時～午後3時 ※11月12日(日)は休日開庁します。
※医療行為や介助が必要な児童については、事前に保育・こども園課へお問い合わせください。
- 受付：市役所本館6階 大会議室B
八尾市内の第1希望の施設(他市施設、令和6年度新設園を除く)。
※施設での受付期間は11月1日(水)～11月13日(月)(土日祝を除く)の午前9時～午後5時です。
※受付場所・方法による差は一切ありません。
- 持ち物：①入所申込に必要な書類 ※詳しくは4ページをご覧ください。
②提出者(家族分は不要)のマイナンバーカード(個人番号カードまたは通知カード(住所等の変更がない場合))
※通知カードの場合は、提出者の運転免許証・パスポート等の写真により本人確認できる書類(1つ)または、健康保険証・国民年金手帳・母子健康手帳等の本人確認できる書類(2つ)
※同居以外の方が提出する場合は、提出にかかる委任状が必要です。
- 郵送申込・オンライン申込について ※詳しくは5ページをご覧ください。
・入所申請に必要な書類を追跡のできる方法(簡易書留、レターパック等)で保育・こども園課まで送付してください。その際、郵送追跡番号は必ず控えをとり、大切に保管してください。

送付先: 〒581-0003 八尾市本町1丁目1番1号 八尾市役所 保育・こども園課 認定入所係

- 注意事項
・保育を必要とする方(2号・3号認定)が対象です。
・選考は先着順ではありません。11月1・2日は特に混雑が予想されますのでご注意ください。
・混雑緩和のため、6階受付会場では書類受付(書類記載内容と添付書類の確認)のみを行います。お問い合わせは7階保育・こども園課窓口またはお電話にてお願いいたします。
・1次選考申込受付期間以降は、市役所本館7階保育・こども園課窓口で随時受付を行います。ただし、随時受付の申請については1次選考の対象外となります。

スケジュール

- 1次選考 利用調整結果通知…令和6年1月31日(水)発送予定(利用可・不可を通知)
- 2次選考 申込期限 …令和6年2月8日(木)
- 2次選考 利用調整結果通知…令和6年2月29日(木)発送予定(利用可のみ通知)
- 4月1日選考 申込期限 …令和6年3月5日(火)※申込期限後の利用調整結果は、利用可のみ保育・こども園課から連絡します。
- 認証保育施設・ひとり親家庭の保育支援事業 申込期限…令和6年3月15日(金)
- 認証保育施設・ひとり親家庭の保育支援事業 結果連絡…令和6年3月21日(木)発送予定(利用可のみ連絡)
- ※認証保育施設・ひとり親家庭の保育支援事業については、32ページをご覧ください。

目次

■ 認定こども園等(2・3号認定)に入るまで

1	子ども・子育ての制度について	2
2	保育必要量と教育・保育給付認定有効期間	3
3	入所の申込の流れについて	3
4	入所申請に必要な書類	4
5	入所申込(全般)の注意点	5
6	入所申込(保育を必要とする事由について)の注意点	7
7	入所の決定・通知	9
8	待機証明の発行	9
9	年度途中の入所	9
10	利用調整(選考)基準について	10
11	令和6年4月入所募集人数	13

■ 認定こども園等(2・3号認定)に入ったら

12	保育料	14
13	保育料の支払い方法	14
14	保育料滞納について	15
15	令和5年度保育料表(参考)	15
16	保育料の軽減	16

17	実費負担について	16
18	副食費の免除について	17
19	実費徴収の補足給付について	17
20	その他の保育メニュー	18
21	給食について	18
22	入所中の注意事項	18
23	退所の手続き	20
24	入所に関する Q&A	21

■ その他

25	認定こども園等の入所申込の状況等	25
26	施設一覧表	26
27	【参考】令和5年度 入園式などの予定表	30
28	認証保育施設	32
29	ひとり親家庭の保育支援事業における施設	32
30	企業主導型保育事業における施設	32
31	令和5年度地域子育て支援メニュー(参考)	33
32	施設マップ	34

★認定こども園等とは

認定こども園……幼稚園と保育所(園)の機能や特徴をあわせもち、地域の子育て支援も行う施設です。

保育所(園)……保護者の就労などのために、保育を必要とする乳児または幼児を保護者にかわって保育を行うことを目的とする施設です。

小規模保育施設…保育所などの施設より少人数の単位(19名以下)で0～2歳の子どもを預かる施設です。

※ 本冊子中の認定こども園等とは、認定こども園と、認可の保育所(園)・小規模保育施設のことを指します。

★入所の年齢

認定こども園等の入所年齢は、その年の4月1日現在の満年齢によります。

※ 誕生日が過ぎて年齢が上がっても、その年の年度末まではそのままです。

令和6(2024)年4月1日入所対象者年齢	
5歳児	H30(2018).4.2 ~ H31(2019).4.1生
4歳児	H31(2019).4.2 ~ R2(2020).4.1生
3歳児	R2(2020).4.2 ~ R3(2021).4.1生
2歳児	R3(2021).4.2 ~ R4(2022).4.1生
1歳児	R4(2022).4.2 ~ R5(2023).4.1生
0歳児	R5(2023).4.2 ~

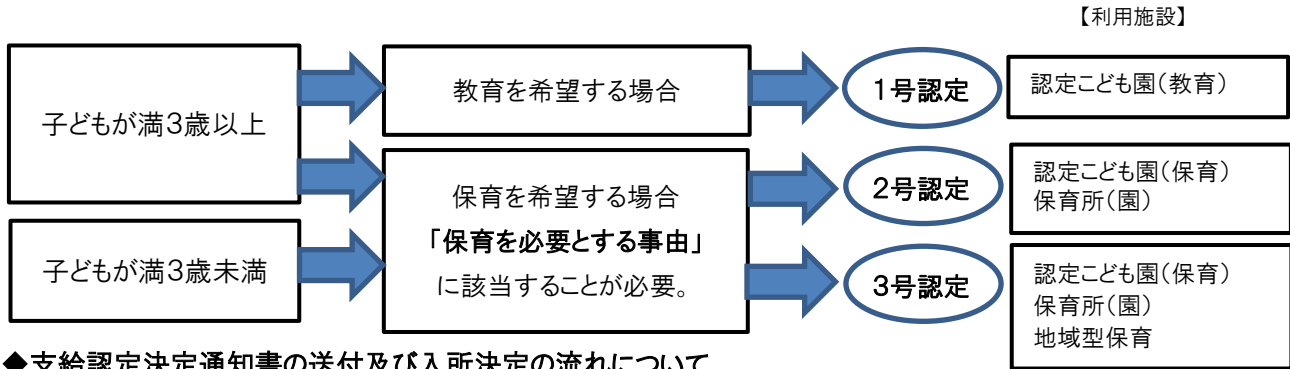
■ 認定こども園等(2・3号認定)に入るまで

1 子ども・子育ての制度について

①教育・保育給付認定について

◆認定区分

認定こども園等を利用するためには、「施設型給付費・地域型保育給付等 教育・保育給付認定申請書兼保育所入所等申込書(以下「認定申請書兼保育所入所等申込書」という。)」の提出をし、2号認定もしくは3号認定を受ける必要があります。



◆支給認定決定通知書の送付及び入所決定の流れについて

認定を受けた方には支給認定決定通知書が送付されます。支給認定決定通知書の送付は入所決定より前に行われ認定を受けた方の中から利用調整(選考)をしたうえで、実際の認定こども園等の入所決定をすることとなります。

②保育を必要とする事由

児童の保護者(父・母など)が以下のいずれかの事由に該当する必要があります。

- ・ 就労(月64時間(休憩時間含まず)以上の労働を常態としていること。フルタイム、パートタイム、夜勤、居宅内労働などを含む)
- ・ 妊娠・出産
- ・ 保護者の疾病・障がい
- ・ 親族等の介護・看護
- ・ 災害復旧
- ・ 求職活動(起業準備を含む)
- ・ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ・ 虐待やDVによる避難等
- ・ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
- ・ その他(保育サポート)

「保育を必要とする事由」に該当していても、認定こども園等の定員等の状況で入所できない場合があります。入所可能人数を超えて施設の利用申請があった場合は、教育・保育給付認定を受けた方の中から利用調整(選考)により入所児童を決定します(詳細は、10ページ以降(利用調整の選考基準)をご覧ください)。

その他(保育サポート)は、児童の状況による保育事由で、障がい児保育(保育サポート)を利用するうえで該当する必要があります。対象は、次年度新3歳児以上で、この保育利用あなないに基づく申請とは異なるため、詳細については保育・こども園課までご相談ください。

【参考】障がい児保育選考申込期間 令和5年10月3日～24日(申込受付期間終了後に障がい児保育の希望がある方は保育・こども園課までご相談下さい。

③保育の必要量に応じた区分

2号・3号認定の方は保育の必要量に応じて、さらに下記の区分に分けられます。それぞれ施設が設定する時間内で利用可能です。(※各施設の開所時間等の詳細は26ページ以降の施設一覧表をご覧ください。)

- ・ 保育標準時間…フルタイム就労(月120時間以上の就労)を想定した利用時間(1日最大11時間の施設利用)
- ・ 保育短時間……パートタイム就労等、短い就労時間(月120時間未満の就労)を想定した利用時間(1日最大8時間の施設利用)

➤ ただし、実際に保育を利用できる時間は勤務時間と通勤時間を合わせた時間等、現に保育を必要とする時間の範囲での利用になります。

④保育利用の対象となる児童

本市に居住する生後2か月以上の児童が対象となります。

2 保育必要量と教育・保育給付認定有効期間

保育の必要性の事由	保育必要量 (利用可能時間)(※1)		教育・保育給付認定の有効期間	
			2号(満3歳以上)	3号(満3歳未満)(※2)
就労	保育標準時間	保育短時間	小学校就学前まで	満3歳の誕生日の前々日まで
妊娠・出産	保育標準時間		産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで	産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで(※3)
疾病・障がい	保育標準時間	保育短時間	小学校就学前まで	満3歳の誕生日の前々日まで
介護・看護	保育標準時間	保育短時間	小学校就学前まで	満3歳の誕生日の前々日まで
災害復旧	保育標準時間		小学校就学前まで	満3歳の誕生日の前々日まで
求職活動	保育短時間		90日が経過する日が属する月の末日まで(※4)	
就学	保育標準時間	保育短時間	保護者の卒業・修了予定日が属する月の末日まで(※4)	
虐待・DV	保育標準時間		小学校就学前まで	満3歳の誕生日の前々日まで
育児休業	保育短時間		育児休業対象の児童が満1歳となる年度末までを限度に保護者の育児休業期間(※4)	
その他(※5)	保育標準時間	保育短時間	小学校就学前まで	満3歳の誕生日の前々日まで

※1 利用可能時間を超える時間は延長保育となります。

※2 3号認定の有効期間に達したときは、新たに2号認定の支給認定決定通知書等を送付します。

※3 表に記載の期間もしくは、満3歳に達するまでのいずれか短い期間になります。3号認定から2号認定への変更は※2のとおり行います。

※4 表に記載の期間もしくは、2号では小学校就学前まで、3号では満3歳に達するまでのいずれか短い期間になります。3号認定から2号認定への変更は※2のとおり行います。

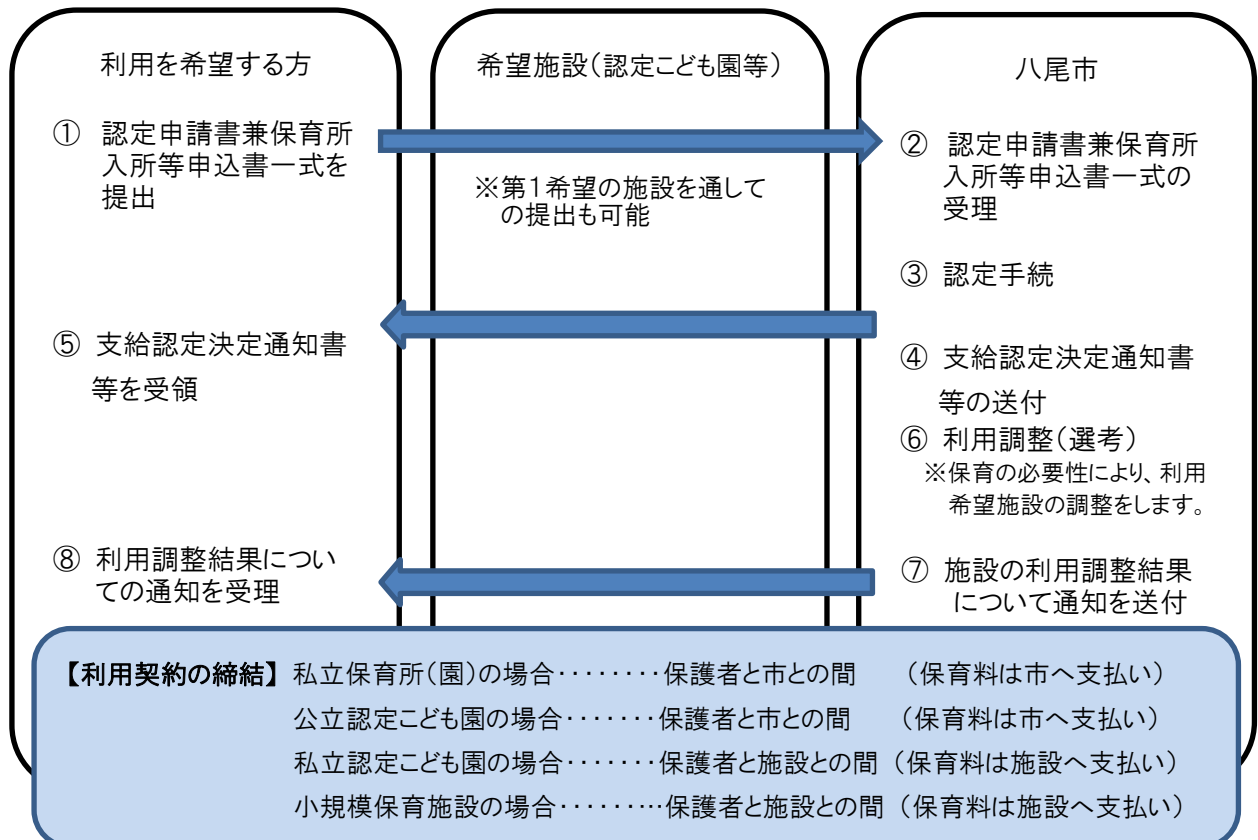
※5 保育サポートを除く認定事由に類する市長が認める事由となります。

3 入所の申込の流れについて

認定こども園等への入所申込にあたっては、認定申請書兼保育所入所等申込書一式の提出が必要です。

※就労状況等により提出する証明が異なります(詳細は、認定申請書兼保育所入所等申込書一式の記入例をご覧ください)。

◆2号・3号認定の場合(認定こども園等への入所を希望する場合)の手順



4 入所申請に必要な書類（書類がそろっていない場合は受付できませんのでご注意ください）

(1) すべての方が必要な書類

	書類名
1	施設型給付費・地域型保育給付等 教育・保育給付認定申請書兼保育所入所等申込書
2	認定こども園等入所申込児童質問票
3	就労証明書または入所理由証明書(父・母)(ひとり親・離婚調停中の方を除き2名分) 【自営業(業務委託契約含む)・内職の方】 確定申告書の写しや開業届の控え、また収入明細書等の自営業・内職を証明する書類の添付が必要です。
4	認定こども園等入所にあたっての確認【重要】

(2) 状況により必要な書類(対象となる方のみ提出してください)

	対象者	必要な書類	
1	兄弟姉妹が同時申込の場合	施設型給付費・地域型保育給付等 教育・保育給付認定申請書兼保育所入所等申込書別紙	
2	生活保護を受給中の方	生活保護受給証明書	
3	自営業(業務委託契約含む)・内職の方	自営業・内職を証明する書類	
4	出産予定のある方	母子健康手帳のコピー (母氏名と分娩予定日が記載されているページ)	
5	災害復旧中の方	り災証明書等	
6	DVIによる避難等の方	相談機関等の証明書(個別にご相談ください)	
7	ひとり親・離婚調停中の方 (父母の住民票が同住所(世帯分離含む)の場合を除く)	ひとり親	ひとり親家庭医療証・児童扶養手当証書・戸籍謄本(全部事項証明)のいずれかの書類
		離婚調停中	離婚調停がわかる書類(調停受付票や呼び出し状のコピー)
8	認可外保育施設等・一時預かり保育事業を利用中で加点対象となる方 (認証保育施設等に市から斡旋中の方を除く)	認可外保育施設等・一時預かり保育事業利用証明書	
9	認可保育施設に勤務(予定)の方で、保育士または幼稚園教諭の資格がある方	保育士または幼稚園教諭の資格証のコピー	
10	保護者が障がいにより申込の方	身体障がい者手帳(1～4級)・療育手帳(A・B1・B2)・精神障がい者保健福祉手帳(1・2級)のいずれかのコピー	
11	親族の介護・看護により申込の方	身体障がい者手帳(1～4級)・療育手帳(A・B1・B2)・精神障がい者保健福祉手帳(1・2級)のいずれかのコピーまたは入所理由証明書(疾病要件の方の欄への記載)	
12	就学(就学予定)の方	就学時間・期間がわかるカリキュラム表(時間割)等	
13	求職活動を行っている方	ハローワーク登録受付票のコピー等の求職状況がわかる書類	
14	申込児童・同居親族が障がい者手帳を持っている場合	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のコピー	
15	生計を一にする別居の子どもがいる場合	別居の子どもの住民票(八尾市内の方は必要ありません)	
16	令和5年1月1日現在の住所が八尾市外の場合	課税証明書(令和5年1月1日時点の住民登録の市町村で取得してください)	
17	転入予定の場合	転入に関する申立書(八尾市ホームページに掲載しています)	
18	他市町村の認定こども園等を希望する場合	八尾市外の認可保育施設への申込みに係る確認書(八尾市ホームページに掲載しています)	
19	申込内容に変更が生じる場合	入所申込内容変更届・変更後の内容を証する書類	

5 入所申込(全般)の注意点

◆ 令和6年4月1日入所に関する申込について

● 八尾市内の第1希望施設での受付について

- ・ 他市施設および令和6年度新設園での受付は行っていません。

● 郵送申込について ※内容確認の電話をすることがあります。

- ・ 1次選考の対象となる受付締切日は令和5年11月13日(月)(消印有効)です。翌日以降の消印および提出は2次選考以降の受付となりますのでご注意ください。また、2次選考の対象となる受付締切日は令和6年2月8日(木)(消印有効)です。
- ・ 郵送申込する場合は、入所申込封筒(書類をホームページでダウンロードした場合は、入所申込封筒に代わり、チェック表を同封)に入所申請に必要な書類を封入したうえで、追跡のできる方法(簡易書留、レターパック等)で保育・こども園課まで送付してください。その際、郵送追跡番号は必ず控えをとり、大切に保管してください。
- ・ 申込の受理は、「受付票」の送付をもってお知らせします。概ね1か月以内に「受付票」をご自宅に送付します。届かない場合は保育・こども園課までご連絡ください。「受付票」が届きましたら、ご自宅で大切に保管してください。ただし、「受付票」を送付した場合であっても不備・不足書類がある場合は申込が完了したことにはなりませんのでご注意ください。

● オンライン申込について ※内容確認の電話をすることがあります。

- ・ マイナンバー制度によるびったりサービスを利用した申込も可能ですが、一部申込書類について、別途、郵送で送付が必要となります。

◆ 書類提出について

- ・ 原則として同居の方が提出してください。事情がありやむを得ず同居以外の方が提出する場合は認定申請書兼保育所入所等申込書一式提出にかかる委任状が必要となります。
- ・ 申込には教育・保育給付認定申請にかかるマイナンバーを提出する必要があるため、本人確認書類としてマイナンバーを確認できる書類の提出が必要です。マイナンバーを確認できる書類として通知カードを使用する場合は、記載されている住所・氏名に変更がないか確認してください。変更がある場合は、令和2年5月25日以降通知カードが廃止されたことに伴い、番号確認書類とはなりませんのでご注意ください。
- ・ 1次選考申込受付期間を過ぎてからの申込受付分については1次選考の対象外となりますので、申込受付期間には十分気をつけてください。
- ・ 提出時点で修正できない記入漏れや書類不備がある場合、受付できません。
- ・ フリクションペン(消すことができるペン)の使用により作成された書類は受付できません。
- ・ 訂正する場合は、訂正箇所にも二重線を引いてください。修正ペン・修正テープを使用して修正したものは無効となります。
- ・ 就労証明書・入所理由証明書は、コピーを使用していただいても構いません。なお、提出日時点で事業主の記入日から6か月以内の就労証明書が有効となります。
- ・ 申込内容が事実と異なることが判明した場合、虚偽の申請となるため申込を無効として取り扱います。入所決定していた場合は取消します。
- ・ 1次選考申込受付期間終了後に妊娠がわかった場合についても、母子健康手帳のコピー(表紙と分娩予定日が記載されているページ)を必ず提出してください。妊娠・出産要件となり、未提出の場合は、入所決定の取消となる場合がありますのでご注意ください。詳細は8ページをご参照ください。

◆ 利用調整(選考)の結果について

- ・ 1次選考申込受付期間内に申込された方は、令和6年4月1日時点の要件により認定審査及び利用調整を行います。
- ・ 利用調整結果の通知書は令和6年1月31日(水)発送予定です。通知発送前のお問い合わせには一切お答えできません。
- ・ 欠員・キャンセルが出た場合には2次選考を行い、入所可能になった方のみご連絡させていただきます。

◆ 申込後の申込内容の変更申請について

- ・ 1次選考の申込期間中受付分は1次選考より反映となります。1次選考申込最終日翌日以降2次選考申込最終日までの受付分は2次選考より反映となります。2次選考申込最終日の翌日以降の受付分は受付日の翌日より反映となります。

- ・ 申込内容の変更申請をする場合は該当書類と併せて入所申込内容変更届の提出が必要です。該当書類や入所申込内容変更届の提出のみでは選考に反映できませんのでご注意ください。
- ・ 郵送での申請は消印をもって受付日を判断します。
- ・ 書類に不足や不備がある場合、その修正や追加提出が完了した日が受付日となります。

◆ 入所希望について

- ・ 希望施設は第 10 希望まで記載できますが、決定した場合に通園できるかどうかなど、必ず確認してから記載してください。そのため、入所申込にあたり、希望される園の事前見学をおすすめします。なお、1次選考申込受付期間内であれば、希望施設を変更することも可能です(1次選考申込受付期間後に変更の申し出があった場合は、2次選考以降に反映されます)。※13 ページをご参照ください。
- ・ 第1希望のみの記載や、第 10 希望まですべて記載したことが選考上有利ということはありません。決定した場合に辞退することが無いように、希望施設を記載してください。辞退の場合は、2次選考以降に減点となりますので、くれぐれもご注意ください。※12 ページをご参照ください。
- ・ 兄弟姉妹で申込んだ場合、利用調整(選考)の結果、別々の保育施設に決定する場合があります。
- ・ 入所決定後の施設変更はできませんので、十分ご検討のうえお申込ください。
- ・ 過去の施設別申込状況(1次選考対象分)については八尾市ホームページに掲載しています。
- ・ 利用者負担額(保育料)以外の諸経費・休園日・保育時間は施設によって異なります。保育料は、公立・私立認定こども園・保育所(園)・小規模保育施設とも同じですが、保育料以外に給食費(3歳児以上)・制服・用品代等の保護者負担金が必要です。小規模保育施設等から継続施設へ入所する場合も施設ごとの保護者負担金が必要となります。保育料以外の保護者負担金については八尾市ホームページにて「保育料以外の保護者負担金」で検索もしくは保育・こども園課窓口の配架資料や入所希望施設で事前に確認してください。年度によって金額が変更となる可能性がありますが、参考情報として必ずご確認のうえ、希望施設を決めてください。

◆ 転所希望について

- ・ 転所希望は、1次選考においてのみ、新規申込と同じ扱いで利用調整(選考)を行います。その後の2次選考や以降の途中入所選考の際は、施設に入所できていない新規申込の方が優先となります。
- ・ 転所申込をした方については、1次選考申込受付期間後の変更・取下げはできません。変更・取下げは1次選考申込受付期間内に申し出てください。また、利用調整の結果、転所が決定した場合、転所申込決定が優先され、現在の認定こども園等には継続入所できませんので、ご注意ください。
- ・ 育児休業中の方の転所申込については、転所次第1か月以内に育児休業を終了するか短縮し、復職可能な方のみ選考の対象となります。

◆ 1号認定(教育)から2号認定(保育)への変更について

- ・ 1号認定(教育)で認定こども園等を利用している方が、保育を必要とする事由により、2号認定(保育)での利用への変更を希望する場合についても、1次選考申込受付期間内に認定申請書兼保育所入所等申込書一式を提出してください。

◆ 出生予定児童について

- ・ 令和5年11月1日～令和5年12月31日までの出生予定の児童は、1次選考申込受付期間内に申込が可能です。ただし、実際の出生日が令和6年1月1日以降となった場合は、1次選考の対象外となり、2次選考からの対象になりますのでご注意ください。
- ・ 令和6年1月1日以降の出生予定の児童は、出生予定での申込はできません。実際に出生してからの申込となります。令和6年1月1日～1月31日までに出生した児童は2次選考からの申込が可能です。

◆ 転入予定の方について

- ・ 令和6年3月31日までに八尾市に転入予定の方については、1次選考申込受付期間内に限り、八尾市に住民票がない方でも「転入予定」として、八尾市に直接入所申込ができます。選考についても、八尾市民と同等の取扱いとなります。ただし、令和6年3月31日時点で八尾市に住民票での転入がされていない場合は、入所が決定していた場合でも申込取下げ

となりますのでご注意ください。また、3月下旬に転入確認のため、保育・こども園課から電話確認等させていただくことがあります。

- ・ **1次選考申込受付期間を過ぎると、転入予定での直接申込ができません。**八尾市に転入予定で申込をする場合は、現在お住まいの市町村を通して八尾市に申込をしていただくことになります。申込を希望する場合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。ただし、選考においては、他市町村在住の方としての取扱いとなり、八尾市民の方が優先となります。
- ・ **令和6年4月1日以降に転入予定の方についても、現在お住まいの市町村からの申込になりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。**

◆ 他市町村の認定こども園等を希望する場合

- ・ 八尾市民の方が市外認可施設への入所を希望する場合は、原則は八尾市を通しての委託申込となります(市町村によっては転出の場合に限り直接申込が可能な場合があるため、対象の市町村へお問い合わせください)。入所選考については希望先の市町村で行われます。申込方法等は保育・こども園課までお問い合わせください。なお、市町村によって1次選考申込受付期間が異なります。あらかじめ希望先の市町村にお問い合わせのうえ、希望先市町村の**申込締切の1週間前**までに、八尾市へ申込ください。それ以降に申込をされた場合は、八尾市から希望先市町村へ書類送付等の事務手続きに期間を要するため、希望先市町村への申込締切日に間に合わなくなる場合もありますのでご了承ください。

◆ 令和5年度途中入所申込について

- ・ 令和5年度の途中入所を希望する方は、別途令和5年度の申込用紙の提出が必要です。
※児童質問票および就労証明書・入所理由証明書については令和6年度申込のコピーでも申込可能です。
- ・ **出産予定・転入予定の方は令和5年度の途中入所の申込はできません。**出生してから、または八尾市に転入してからの申込となります。

◆ 市民税申告について

- ・ 令和6年(4月～8月分)の保育料の算定にあたっては、令和5年度の市民税額に基づいて決定するため、市民税申告が未申告の方は必ず申告を済ませてください。(同居の方すべての申告が必要です)。
- ・ 利用調整(選考)の際に、12 ページ「(3)-①同指数の場合の優先順位の決定基準」において「4 保育料算定時の市民税所得割額」を用いる場合に、市民税未申告等で税情報が確認できない場合は、選考上、優先されませんので、ご注意ください。

6 入所申込(保育を必要とする事由について)の注意点

◆ 会社などに勤務している方・就労予定の方へ

- ・ 就労証明書を使用し、勤務先または勤務予定先に記入してもらってください。雇用形態が派遣社員の場合の証明書は、派遣元で記入してもらってください。(勤務内容の詳細がわかる場合は、派遣先で記入されても結構です)。
- ・ 就労要件による保育認定には、月 64 時間(休憩時間を除く)以上の就労を常態としてしていることが必要です。
- ・ 職場へ在職確認のため連絡や訪問を行ったり、書類を別途求めたりすることがあります。また、証明書類について、調査・問い合わせをすることがあります。
- ・ 入所申込以降に勤務予定先の変更や実際の勤務時間が減少し、点数区分が変更となることが分かった場合は速やかに保育・こども園課までご連絡ください。
- ・ **就労予定の方で4月1日入所が決定した場合は、必ず1か月以内に就労を開始してください。就労開始後に再度就労証明書の提出が必要になります。提出がない場合は、5月末日をもって退所となりますのでご注意ください。**
- ・ **就労・就労予定で入所決定した場合でも、実際の勤務時間が申込時から減少し、点数区分が変更となった場合は、入所決定の取消や退所となる場合があります。**

◆ 育児休業中の方へ

- ・ 育児休業中の方は、入所後、1か月以内に育児休業を終了して復職できる方が対象となるため、「就労証明書」の「育児休業の取得」「復職(予定)年月日」の欄に必要事項を記入してもらってください。
- ・ 育児休業中の方で転所申込をする場合についても、新規申込と同様に復職することが条件となりますのでご注意ください。
- ・ **入所決定した場合は復職後に、利用調整結果通知に同封される復職証明書の提出が必要になります。復職証明書の提出がない場合は、4月1日入所の場合は、5月末日をもって退所となりますのでご注意ください。**
- ・ **就労証明書には、復職後の予定勤務時間をご記入ください。復職後の勤務時間が申込時から減少し、点数区分が変更となった場合は、入所決定の取消しや退所となる場合があります。**

◆ 自営業(業務委託契約含む)・内職の方へ

- ・ 就労証明書に添付する自営業・内職を証明する書類は就労証明書にホッチキス止めの上提出してください。
- ・ 内職の場合は発注元の証明が必要です。
- ・ 就労要件による保育認定には、月64時間以上(休憩時間を除く)の就労を常態としていることが必要です。
- ・ 自営業・内職をしていることが分かる書類を別途求めることがあります。また、証明書類の内容等について、調査・問合せをすることがあります。

◆ 妊娠・出産要件の方へ(出産の予定がある方は、必ずお読みください)

- ・ **他に保育の必要な事由がある方であっても、入所理由証明書・母子健康手帳の①「母の氏名(表紙)」と②「分娩予定日」の確認できるページの両方のコピーを提出してください。**
- ・ 入所基準日(または入所希望日)が、**出産予定日を基準として計算し、産前8週・産後8週・多胎妊娠は産前14週に該当する場合、就労証明等を提出されていても、「妊娠・出産」の要件として利用調整(選考)をします。**
- ・ 令和6年4月1日入所希望の場合は、**出産予定日が令和6年2月4日から令和6年5月26日(多胎妊娠の場合は、令和6年7月7日まで)**の方が、妊娠・出産要件での選考対象となります。
- ・ 出産予定日が上記の期間に該当しない方は、入所決定後に選考結果に影響がないか確認のため、再度入所理由証明書をご提出していただくこととなります。
- ・ **出産予定日での選考となります**ので、後日出産日が確定した場合でも、選考は再度行いません。
- ・ **申込後に妊娠が判明した場合**、必ず速やかに支給認定変更申請書・入所理由証明書・母子健康手帳の①「母の氏名(表紙)」と②「分娩予定日」の確認できるページの両方のコピーを提出してください。
- ・ **入所後、妊娠・出産要件での選考対象に該当すると分かった場合は**、他の保育の必要な事由で入所決定となっていたとしても、**入所決定の取消しや退所となる場合があります。**
- ・ 妊娠・出産要件で認定こども園等に入所できるのは産前8週(多胎妊娠の場合は産前14週)・産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日までの期間となり、**それ以降は認定の要件がなければ、妊娠・出産要件の認定期間をもって退所となります。**

◆ 保護者が疾病要件の方へ

- ・ 入所理由証明書の「疾病要件の方」の欄を使用し、医療機関で記入してもらってください。

◆ 保護者が障がい要件の方へ

- ・ 入所理由証明書の「障がい要件の方」の欄を使用し、保育の困難な理由を具体的に記入してください。
- ・ 身体障がい者手帳(1～4級)・療育手帳(A・B1・B2)・精神障がい者保健福祉手帳(1・2級)のコピーを添付してください。

◆ 親族の介護・看護をされている方へ

- ・ 入所理由証明書の「介護・看護要件の方」の欄を使用し、被介護者・看護者との関係や、介護・看護の頻度や状況についてご記入ください。
- ・ 医療機関の証明も必要ですので「疾病要件の方」の医療機関記入欄に記入してもらってください。
- ・ 身体障がい者手帳(1～4級)・療育手帳(A・B1・B2)・精神障がい者保健福祉手帳(1・2級)コピーを添付することで医療機関の証明に代えることができます。

◆ 就学の方へ

- ・ 入所理由証明書の「就学の方」の欄を使用し、就学証明を就学先の学校等に記入してもらってください。あわせて就学時間・期間がわかるカリキュラム(時間割)等のコピーを添付してください。
- ・ 受験予定の方は別途ご相談ください。なお、不合格の場合、申込は取下げとなる場合があります。

◆ 求職中の方へ

- ・ 入所理由証明書の「求職中の方」の欄を使用し、記入してください。ハローワーク登録受付票のコピー等、具体的に面接・応募等の求職活動を行っていることを証明するものを添付してください(添付資料のない場合や、求人広告等のみは無効です)。
- ・ 4月1日入所の場合は、6月末日までが入所期限となります。それまでに勤務先を決定した上で就労証明書の提出が必要になります。提出がない場合は、6月末日をもって退所となります。

7 入所の決定・通知

令和6年4月1日からの新規入所については、1次選考申込受付期間(令和5年11月1日～11月13日)内に認定申請書兼保育所入所等申込書一式を提出され、保育を必要とする事由などの審査を行い、教育・保育給付認定を受けた方の中から利用調整(選考)により、入所児童を決定します。

利用調整結果についての通知書は令和6年1月31日(水)に発送予定です。

※1次選考申込受付期間を過ぎて申込した方については、入所が決定した方のみ通知します。

※令和6年度中入所の申込有効期限は令和7年3月31日までとなり、年度内はあらためて申込の必要はありません(申込内容等が変わったときは、随時、所定の書類を保育・こども園課に提出してください)。ただし、令和7年4月1日以降の申込については、あらためて手続きする必要があります。

8 待機証明の発行

育児休業の延長や給付金の受給のために、「入所できていない証明書」が必要な場合があります。保育・こども園課では「待機証明書」を発行していますが、取得には認定こども園等の入所申請をする必要があります。また、「いつまでに申込む必要があるか」「いつの日付の証明が必要か」などは勤務先等に確認してください。

9 年度途中の入所

年度当初(毎年4月2日)以降の入所申込の受付は、随時行っています。

毎年4月当初でおおむね定員に見合う入所児童を決定しますので、年度途中からの入所は厳しい状況です。4月以降に希望認定こども園等で欠員が生じた範囲で、申込者の中から利用調整(選考)を行い、入所が決定した方のみ保育・こども園課から入所の決定を連絡します。

なお、認定こども園等の空き情報は保育・こども園課 TEL(072-924-8529)にお問い合わせください。

10 利用調整(選考)基準について

入所可能人数を超えて申込があった場合は、利用調整(選考)により入所児童を決定します。

下記の(1)～(2)までの基本指数・調整指数の合計指数が高い方から順に入所を決定します。保護者(父・母等)それぞれの状況に基づいて指数をつけ、そのうちの低い方を使用します。基本指数と調整指数の合計が同指数の場合には(3)の優先順位の決定基準により、入所を決定します。(兄弟姉妹などの状況により、必ずしも指数順位どおりにならない場合があります)。

<注意>

- ① 基本指数は重複しません。2つ以上の事由があった場合、高い方の基本指数とします。
- ② 就労の場合、居宅内労働と居宅外労働の両方を行っている場合は、時間の長い方を基準とします。
- ③ 入所基準日が、出産予定日を基準として計算し、産前8週(多胎妊娠は産前14週)・産後8週に該当する場合、他の事由があっても「妊娠・出産」の事由での利用調整(選考)となります。
- ④ 育児休業期間中の方の場合は、入所日から1か月以内に育児休業を終了し、復職できる場合に入所の対象となります。
- ⑤ 希望順位にかかわらず、保育を必要とする事由の高い方から選考します。第1希望のみの希望が有利ということはありません。同指数の場合のみ、希望順位に基づいて選考する場合があります。
- ⑥ 3歳児以上の子どもが障がい(障害)を有する場合は、別に保育サポート(障がい児保育)入所枠を設定しています。
- ⑦ 認可保育施設とは、認定こども園(保育利用に限る)・保育所(園)・小規模保育施設のことです。
- ⑧ 4月1日入所に伴う選考における決定を辞退した場合、同年度の4月1日入所に関する以降の選考において合計指数から-5した指数を合計とし選考を行います。

利用調整(選考)基準表

(1)基本指数

事由	基本指数	保護者が保育を必要とする理由・状況
就労 (居宅外労働)	70	8時間以上かつ週5日以上、(または月160時間以上)居宅外の労働をしている
	60	7時間以上かつ週5日以上、(または月140時間以上)居宅外の労働をしている
	50	6時間以上かつ週5日以上、(または月120時間以上)居宅外の労働をしている
	40	6時間以上かつ週4日以上、(または月96時間以上)居宅外の労働をしている
	30	4時間以上かつ週4日以上、(または月64時間以上)居宅外の労働をしている
就労 (居宅内労働)	60	8時間以上かつ週5日以上、(または月160時間以上)居宅内で家事以外の労働をしている
	50	7時間以上かつ週5日以上、(または月140時間以上)居宅内で家事以外の労働をしている
	40	6時間以上かつ週5日以上、(または月120時間以上)居宅内で家事以外の労働をしている
	30	6時間以上かつ週4日以上、(または月96時間以上)居宅内で家事以外の労働をしている
	20	4時間以上かつ週4日以上、(または月64時間以上)居宅内で家事以外の労働をしている
就労予定	70	8時間以上かつ週5日以上、(または月160時間以上)居宅外の労働の就労予定(内定)がある
	60	7時間以上かつ週5日以上、(または月140時間以上)居宅外の労働の就労予定(内定)がある
	50	6時間以上かつ週5日以上、(または月120時間以上)居宅外の労働の就労予定(内定)がある
	40	6時間以上かつ週4日以上、(または月96時間以上)居宅外の労働の就労予定(内定)がある
	30	4時間以上かつ週4日以上、(または月64時間以上)居宅外の労働の就労予定(内定)がある

事由	基本指数	保護者が保育を必要とする理由・状況
妊娠・出産	10	出産前後である(産前産後8週間・多胎妊娠の場合は産前14週・産後8週の期間)
疾病	80	疾病等で長期入院をしている
	65	重度の疾病等で常時寝たきりの状態である
	45	重度の疾病等の状態で、保育が困難である
	15	上記区分を除く疾病である
障がい	80	重度の障がい(身体障がい1～2級、療育A・B1・B2判定、精神障がい1級)の状態である
	60	中度の障がい(身体障がい3～4級、精神障がい2級)の状態である
病人の介護 または看護	60	同居の家族で重度の障がい者(児)(身体障がい1～2級、療育A・B1・B2判定、精神障がい1級)、疾病等による寝たきりの者または特別支援学校等へ通学等する者を常時介護または看護をしている
	50	同居の家族で中度の障がい者(児)(身体障がい3～4級、精神障がい2級)を介護または看護をしている
	45	別居の家族で重度の障がい者(児)(身体障がい1～2級、療育A・B1・B2判定、精神障がい1級)、疾病等による寝たきりの者を常時介護または看護をしている
	30	上記区分を除く病人の介護または看護をしている
家庭の災害	80	居宅を失いまたは破損し、その復旧にあっている
求職中	10	公的機関を利用して求職活動を行っている
就学	70	8時間以上かつ週5日以上、(または月160時間以上)通学をしている
	60	7時間以上かつ週5日以上、(または月140時間以上)通学をしている
	50	6時間以上かつ週5日以上、(または月120時間以上)通学をしている
	40	6時間以上かつ週4日以上、(または月96時間以上)通学をしている
	30	4時間以上かつ週4日以上、(または月64時間以上)通学をしている
祖父母と 子どもの家庭	75	両親が死亡・離婚・行方不明・拘禁等で家庭におらず、祖父母のみの家庭である
虐待・DV	80	虐待やDVのおそれがあるなど、社会的養護が必要な状態にある

(2)調整指数

事由	調整指数	保護者が保育を必要とする理由・状況
世帯状況	+11	ひとり親世帯
	+3	父または母が単身赴任中(入所希望日時時点で単身赴任終了予定がある場合を除く)
	+3	生活保護世帯
就労 (就労予定を除く)	+15	保育士、または幼稚園教諭の資格を有しており、かつ市内認可保育施設で就労している(転所希望を除く)
	+10	保育士、または幼稚園教諭の資格を有しており、かつ市外認可保育施設で就労している(転所希望を除く)
	+2	申込み時点で就労実績がある
	+2	育児休業明け
就労予定	+15	保育士、または幼稚園教諭の資格を有しており、かつ市内認可保育施設で就労予定である(転所希望を除く)
	+10	保育士、または幼稚園教諭の資格を有しており、かつ市外認可保育施設で就労予定である(転所希望を除く)

事由	調整指数	保護者が保育を必要とする理由・状況
求職中	+1	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い
子どもの障がい	+3	申込児童が障がい(身体障がい1～4級、療育A・B1・B2判定、精神障がい1～2級)を有している
子どもの状況	+3	認可保育施設の卒園児(分園・小規模保育施設・他市認可保育施設の卒園児も含む)
	+3	認証保育施設の卒園児
	+3	八尾市認可化移行事業により認可外から認可保育所へ移行する施設の児童
	+3	育児休業により退所した児童で、復職のため再入所を希望
	+2	令和5年度入所申込(1次選考申込期間に限る)で、転所申込みをしたが、不承諾となり、令和6年度も転所申込(1次選考申込期間に限る)をする場合
	+2	認定事由(育児休業中を除く)を理由として、認可外保育施設等(認証保育施設を除く)・一時預かり保育等(親族への委託は除く)に有償で月64時間以上かつ申込日時点で直近4か月のうち2か月以上(1か月は、各月の1日から末日までとする)、申込児童を預けていることが証明書で確認できる場合
	+11	すでに認可保育施設に入所中の兄弟姉妹がおり、その入所中の児童数と今回の新規申込児童数が合わせて2人となる場合(令和5年度5歳児を除く)
	+15	すでに認可保育施設に入所中の兄弟姉妹がおり、その入所中の児童数と今回の新規申込児童数が合わせて3人以上となる場合(令和5年度5歳児を除く)
	+8	兄弟姉妹(2人)が認可保育施設に同時に新規申込
+12	兄弟姉妹(3人以上)が認可保育施設に同時に新規申込	
入所決定辞退 ※1	-5	入所希望日が4月1日である利用調整に係る入所決定を辞退した者が、再度入所希望日が当該辞退と同年の4月1日である利用調整を受けた場合

※1 決定辞退後に申込みを取り下げ、以降に再度同年4月1日の利用調整を受けたとしても入所決定辞退に伴う減点の対象となります。

例年、入所決定後に辞退する方がおられる一方で、入所を待っている方がおられます。より多くの方に、速やかに入所決定するためには辞退を減らす必要があります。申請後に事情の変更があり、入所不要となる場合などはわかった時点でお知らせください。

(3)-①同指数の場合の優先順位の決定基準

適用順位	世帯・申込児童等の状況
1	入所希望施設の希望順位が高い世帯
2	世帯の状況等による調整点の合計点の高い世帯
3	基本指数の高い世帯
4	保育料算定時の市民税所得割額(非課税の場合は収入)が少ない世帯(市民税未申告等で税情報が確認できない場合は選考上、優先されない)

(3)-② 世帯状況等による調整点

世帯状況等	調整点
同居の子ども(申込児童を含む18歳未満)がいる場合	1×人数
父母を除く同居親族(18歳以上65歳未満)がいる場合※2	-1×人数

※2 父母を除く同居親族(18歳以上65歳未満)で重度の障がい者(身体障がい1～2級、療育A・B1・B2判定、精神障がい1級)は除く

11 令和6年4月入所 募集人数(令和5年9月1日現在の予定数)

募集人数が0であっても、在園児の退所や転所などで空きが出た場合、申込のある方については選考の対象となりますので入所の希望があればお申込ください。※状況により変更となる場合があります。

	施設名	所在地	TEL	募集人数					
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
公立認定こども園	志紀おおぞらこども園	志紀町西2	072-949-3194	6	18	3	9	2	1
	西郡そよかぜこども園	桂町2	072-999-2376	9	15	2	0	4	1
	東山本わかばこども園	東町3	072-996-3301	9	15	6	7	1	0
	南山本せせらぎこども園	山本町南3	072-998-9431	9	15	6	6	1	1
私立幼保連携型認定こども園	安中ひかりこども園	安中町8	072-991-7249	9	15	6	6	2	3
	あい桂こども園	桂町2	072-998-7115	9	16	3	2	0	1
	あけぼの保育園	八尾木東3	072-991-0500	12	27	6	1	2	2
	あけぼの第二保育園	大字都塚102	072-991-9900	6	9	3	4	0	1
	あひる保育園	八尾木北2	072-994-8121	9	26	4	0	0	0
	おひさまこども園	植松町5	072-991-1155	15	5	1	7	1	2
	母木(おものぎ)保育園	恩智南町2	072-943-7101	6	8	5	4	0	0
	キッズスペース梓国際学院	末広町1	072-929-2245	8	3	0	6	2	0
	ㄥ(仮)分園ベビースペース梓	東本町3	072-929-2245	6	7	7			
	久宝まぶねこども園	久宝寺6	072-992-2033	12	18	8	2	2	0
	キリンこども園	南本町3	072-922-2353	9	6	3	3	0	0
	キリン第二こども園	高美町1	072-922-1033	6	4	0	0	0	0
	ㄥ分園エブリ	青山町4	072-990-1155	6	1				
	神戸教育短期大学付属 八尾ソレイユ認定こども園	堤町1	072-991-9981	6	6	3	2	0	3
	ㄥ八尾ソレイユ認定こども園分園プチソレイユ	山本町1	072-920-7717	3	4	3			
	こどものいえ	光町1	072-924-8801	6	12	0	2	1	0
	さくら保育園	福万寺町4	072-999-3386	9	12	1	2	0	0
	五月橋保育所	山本町南3	072-997-0886	10	9	1	0	0	0
	志紀保育園	田井中2	072-949-5836			17	0	0	0
	じゅじゅの森こども園	恩智南町3	072-940-1111	12	13	9	5	0	1
	セシリア保育園	西木の本1	072-933-2525	6	11	2	2	1	0
	千塚こども園	大字千塚150	072-941-1380	9	10	2	1	0	0
	ㄥ分園くねあ保育園	北本町1	072-990-1380	3	4	3			
	のぞみのもり 保育園	洪川町4	072-940-7000	9	10	1	2	0	1
	はくちようこども園	亀井町2	072-994-5170	6	10	2	0	0	0
	ハッピーチルドレン保育園	太田3	072-948-8086	6	10	4	3	0	0
	ふじ保育園	山城町5	072-998-9543	9	3	12	1	1	1
	ㄥ分園りぼん	光町2	072-991-5112	3	5	1			
	ㄥ分園あかばす	北本町3	072-923-3772	3	10	1			
	マリア保育園	若林町1	072-920-2300	15	10	5	1	2	1
	マリア高安保育園	黒谷1	072-940-2222	9	10	3	4	1	0
	美園くじらこども園	美園町2	072-990-2383	9	8	0	0	8	
	緑ヶ丘ふじ保育園	緑ヶ丘1	072-996-7093	9	11	6	2	1	1
	みゆきこども学院	南本町6	072-990-1212	7	2	4	0	0	0
	みよし保育園	太子堂2	072-992-6955	9	19	0	0	2	1
	八尾青い鳥学園	安中町5	072-975-5160	15	7	3	3	0	1
	ゆう安中東こども園	南本町8	072-994-7470	12	11	4	2	1	6
	ようわこども園	山城町4	072-995-1616	6	6	0	0	0	
	龍華(りゅうか)こども園	南太子堂2	072-991-2286	12	13	1	0	0	0
	ㄥ分園とらの子保育園	桜ヶ丘3	072-928-5767	6	8	4			
私立幼稚園型認定こども園	志紀学園幼稚園	南木の本4	072-991-7805			15	5	0	0
	聖光幼稚園	山本町北5	072-922-2970		6	0	0	1	0
	清友幼稚園	柏村町1	072-922-2023			6	0	1	0
	竹淵幼稚園	竹淵5	06-6709-6648		6	2	0	4	2
	みなみ幼稚園	竹淵西3	06-6709-0189				6	4	3
	八尾平和幼稚園	高安町北2	072-999-0669		9	0	0	0	0
私立保育園	アスク久宝寺駅前保育園	龍華町1	072-924-3060	9	15	1	1	1	0
	久宝寺保育園	南久宝寺3	072-943-0270	18	12	4	2	0	
	ㄥ分園ころころ	南久宝寺3	072-940-7570						0
	(仮)トレジャーキッズながはた保育園	永畑町1	06-6442-0600	9	21	21	19	20	21
	ひかりまち保育園	光町1	072-991-6511	12	18	2			
	ふじ第二保育園	山城町2	072-996-2783	9	11	0			
	やおぎ保育園	八尾木6	072-993-4894	6	8	2	1	2	1
	八尾たんぼ保育園	西山本町1	072-997-0579			4	1	0	0
	ㄥ分園八尾たんぼ保育園	東山本町3	072-983-6362	9	12				
	ゆめの子保育園	志紀町2	072-948-1161	9	16	3			
	ㄥ分園にじのこ保育園	上之島町南1	072-991-2101	3	6	2			
	りゅうげ保育園	東太子1	072-996-8888	12	0	0			
	若竹保育園	空港1	072-949-3162	8	17	4			
	小規模保育施設	(仮)かなで保育園	青山町4	072-990-2030	5	7	7		
げんき保育園 久宝寺園		佐堂町3	072-923-3290	5	2	0			
げんき保育園 JR久宝寺園		跡部北の町2	072-991-6991	3	5	0			
(仮)サンライズキッズ保育園 曙川園		都塚南1	050-8881-1355	5	7	7			
サンライズキッズ保育園 八尾園		山本町南1	050-5807-2427	3	5	0			
ニチキッズ八尾太子堂保育園	太子堂4	072-923-4391	6	0	1				

※令和6年度における医療的ケア児の受け入れは、トレジャーキッズながはた保育園及び公立認定こども園で実施します。受け入れの可否については「八尾市就学前施設教育・保育における医療的ケアに関するガイドライン」に基づいて判断させていただきます。なお、令和5年度における医療的ケア児の受け入れは、美園くじらこども園にて対応しております。

※くねあ保育園(千塚こども園分園)については令和8年3月末をもって閉園となります。

※令和6年4月1日にキッズスペース梓国際学院が認定こども園に移行される予定です。

■ 認定こども園等(2・3号認定)に入ったら

12 保育料

認定こども園等の施設の保育料は、利用者の所得に応じた負担(応能負担)が基本となり、国が定める基準を上限として市町村が決定します。ただし、3～5歳児クラスは、幼児教育・保育無償化により、2歳児クラスについては、八尾市独自無償化により、保育料はかかりません。

また、保育料は市民税額に基づき決定されるため、年度途中で切り替わることとなります(毎年6月に当該年度の市民税が確定します)。令和6年4月～8月分の保育料については令和5年度の市民税額で、令和6年9月～令和7年3月分の保育料については令和6年度の市民税額で算定をします。

毎年9月に保育料の切替えがあります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度の市民税額に基づく保育料						令和6年度の市民税額に基づく保育料					

4月は年齢が上がることによる変更があります。

保育料は、父母(世帯状況によって祖父母も含む)の市民税所得割課税額の合算額によって決定します。

保育料を算定するためには、世帯の所得状況が必要です。市で市民税課税状況を確認し算定しますが、令和5年1月1日現在で八尾市以外に住居登録されていた方は、令和5年度市民税の課税証明書のご提出とあわせて、必ず入所申込書にマイナンバーと令和5年1月1日現在の住所をご記入ください。

- ※ 未申告の方は、必ず市民税申告を済ませてください。未申告などにより市民税課税状況の確認がとれない場合、保育料が最高額となります。
- ※ 父・母以外で、児童を扶養している同居の方がいる場合は、その方の課税状況の確認をさせていただく必要があります。また、父母が市民税非課税の場合、祖父母等の市民税状況も含めて、保育料を算定します。しかし、父母の収入が年間おおむね100万円以上(1か月9万円以上)であると確認できる場合は、父母で生計を立てていると判断し、父母の市民税状況のみで保育料を算定できます。
- ※ 離婚前提で別居している場合でも婚姻が継続しており、離婚が成立していない場合は、別居している方の課税状況も確認したうえで保育料を決定します。また、離婚している、または離婚協議中で住民票を同住所においているもしくは婚姻はしていないが住民票を同住所においている場合、同居の方の課税状況を確認したうえでの保育料算定となります。
- ※ 海外勤務で市民税が課税されていないため市民税額が確認できる書類の提出ができない場合は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの海外での収入がわかる書類(勤務先からの給料の支払証明や現地での税申告証明などを日本語訳付で)を提出してください。ただし、書類の内容によっては追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ※ 修正申告等により、税額に変更が生じた場合は、速やかに保育・こども園課まで変更後の税資料(修正申告書の控えのコピーなど)をご提出ください。市民税額が変わり、保育料が変わる場合、市民税額の変更が決定した翌月から保育料を変更します。過去にさかのぼっての保育料の変更はいたしませんのでご注意ください。

13 保育料の支払い方法

八尾市が徴収する保育料(公立認定こども園・私立保育所(園))については、原則口座振替でお支払いいただきます。振替日は毎月月末です(月末が土日祝日の場合、翌営業日)。

私立認定こども園・小規模保育施設の場合、保育料は各施設へお支払いいただきます。納付方法については、各施設にお問い合わせください。

14 保育料滞納について

八尾市が徴収する保育料(公立認定こども園・私立保育所(園))について、各月末までに保育料の納付がないときは、督促状や催告書の送付を行います。当年度の保育料の未納が続く場合は、児童手当からの特別徴収(直接徴収)を実施しています。また、特別徴収をしても未納となっている保育料については、財産調査(金融機関や勤務先への照会等)の対象となり、給与・生命保険・預貯金・不動産などの差押え等の滞納処分を行います。延滞金も徴収します。なお、納付相談は随時行っていますので、お支払が難しい場合はご相談ください。

私立認定こども園・小規模保育施設が徴収する保育料に滞納が生じた場合は、各施設により厳正に対処することとなります。分割納付等についても、各施設にご相談ください。滞納が続く場合は、施設との契約不履行となり、退所となる場合があります。

15 令和5年度保育料表 (参考)

令和5年 10月1日現在

その月の初日現在における 在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)(単位 円)		
階層区分	税額	保育標準時間	保育短時間	2~5歳児
		0~1歳児	0~1歳児	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)。及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	無償化
B1	市民税非課税世帯 (A階層を除く)	ひとり親家庭等	0	
B2		一般世帯	0	
C1	市民税の均等割の課税世帯であって、所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割非課税	9,800	
C2		48,600円未満	11,700	
D1		48,600円以上 71,000円未満	17,000	
D2		71,000円以上 117,000円未満	21,000	
D3		117,000円以上 162,000円未満	29,200	
D4		162,000円以上 206,000円未満	35,600	
D5	206,000円以上 350,000円未満	48,800	47,900	
D6	350,000円以上	63,000	61,900	

※ 保育料の算定の基となる市民税所得割課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等の税額を控除する前の額です。

※ 1歳児の児童が年度途中で1歳(3号認定)から2歳(3号認定)となった場合でも、年度末までは1歳児の保育料となります。

※ 保育料表については、改定する場合があります。

16 保育料の軽減

◆ 2人以上の児童がいる場合(多子軽減)について

同一世帯で2人以上の小学校就学前児童が、認定こども園等に入所している場合、小学校就学前児童のうち、上から2人目の児童の保育料が半額、3人目以降の児童は保育料が無料となります。

ただし、認定こども園、保育所(園)、小規模保育施設、幼稚園(施設型給付または施設等利用給付の対象となる幼稚園)以外の施設は、在園確認のための証明書の提出が必要です(適用については入所・利用月からとなります)。

※ (保育料多子軽減の算定対象となる児童は、次の施設に入所、または事業を利用している場合です。
認定こども園、保育所、地域型保育事業(小規模保育施設含む)、幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、または児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育事業、企業主導型保育事業等を利用している児童

◆ 年収約 360 万円未満相当の多子世帯・ひとり親世帯等の保育料軽減について

(1) 多子世帯への軽減

- a. 年収約 360 万円未満相当の世帯(父母の市民税所得割課税額の合計が 57,700 円未満)について、小学校就学前までとされている多子計算にかかる兄弟の年齢制限を適用せず、第 2 子の保育料が半額、第 3 子以降の保育料が無料となります。同居別居に関係なく生計を一にしている兄弟を対象とします。
- b. 市民税非課税世帯については、保育料が無料となります。

(2) ひとり親・在宅障がい者のいる世帯への軽減

年収約 360 万円未満相当の世帯(世帯の市民税所得割課税額の合計が 77,101 円未満)について、小学校就学前までとされている多子計算にかかる兄弟の年齢制限を適用せず、第 1 子の保育料について、標準時間:4,500 円、短時間:4,400 円に軽減、第 2 子以降の保育料が無料となります。同居別居に関係なく生計を一にしている兄弟を対象とします。

◆ また、次のような理由の場合、保護者からの申請に基づき保育料の一部を軽減する制度があります。

- ① 市民税が減額されたとき
- ② 児童が病気などの理由で長期間欠席したとき
- ③ 認証保育施設に兄弟姉妹が斡旋されているとき
- ④ 同居親族が障がい者・ねたきり高齢者・長期入院に該当するとき(入所児童が該当する場合も対象)
- ⑤ 祖父母世帯(児童の属する世帯が祖父母と同居し、祖父母の課税に基づき世帯の階層区分の決定を行っているとき)
- ⑥ 市長が特に必要と認めるとき

17 実費負担について

保育料は、公立・私立認定こども園・保育所(園)・小規模保育施設とも同じですが、保育料以外に給食費(3歳児以上)・制服・用品代・通園送迎費・行事費等の保護者負担金が必要です。小規模保育施設等から継続施設へ入所する場合も施設ごとの保護者負担金が必要となります。保育料以外の保護者負担金については、八尾市ホームページにて「保育料以外の保護者負担金」で検索または保育・こども園課窓口配架資料や入所希望施設で事前にご確認ください。年度によって金額が変更となる可能性がありますので、参考情報として必ずご確認のうえ、希望施設を決めてください。

18 副食費の免除について

給食費は、主食費と副食費(おかず等)に分かれます。副食費について、年収約 360 万円未満相当世帯の児童とすべての世帯の第3子以降については、副食費が免除されます。第3子のカウントは、1号利用は小学校3年生までの児童(小学校就学前児童は認定こども園等を利用している児童)の最年長の児童を第1子としてカウントします。2号利用は認定こども園等を利用する小学校就学前の最年長の児童を第1子としてカウントします。

年収 360 万円未満相当世帯(①ひとり親・在宅障がい者のいる世帯…世帯の市民税所得割課税額の合計が 77,101 円未満②それ以外の世帯…父母の市民税所得割課税額の合計が 57,700 円未満)かどうかについては市民税額に基づき決定されるため、年度途中で切り替わることとなります(毎年6月に当該年度の市民税が確定します)。令和6年4月～8月分副食費免除については令和5年度の市民税額で、令和6年9月～令和7年3月分副食費免除については令和6年度の市民税額で算定をします。

副食費免除対象かどうかは、父母(世帯状況によって祖父母も含む)の市民税所得割課税額の合算額によって決定しますので、算定するためには、世帯の所得状況が必要です。令和5年1月1日現在で八尾市以外に住民登録されていた方は、令和5年度市民税の課税証明書のご提出とあわせて、必ず入所申込書にマイナンバーと令和5年1月1日現在の住所をご記入ください。

- ※ 未申告の方は、必ず市民税申告を済ませてください。未申告などにより市民税課税状況の確認がとれない場合、副食費免除対象となりません。
- ※ 父・母以外で、児童を扶養している同居の方がいる場合は、その方の課税状況の確認をさせていただく必要があります。また、父母が市民税非課税の場合、祖父母等の市民税状況も含めて算定します。しかし、父母の収入が年間おおむね 100 万円以上(1か月9万円以上)であると確認できる場合は、父母で生計を立てていると判断し、父母の市民税状況のみで算定できます。
- ※ 離婚前提で別居している場合でも婚姻が継続しており、離婚が成立していない場合は、別居している方の課税状況も確認したうえで副食費の免除判定を行います。また、離婚している、または離婚協議中で住民票を同住所においているもしくは婚姻はしていないが住民票を同住所においている場合、同居の方の課税状況を確認させていただいたうえで副食費の免除判定を行います。
- ※ 海外勤務で市民税が課税されていないため市民税額が確認できる書類の提出ができない場合は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの海外での収入がわかる書類(勤務先からの給料の支払証明や現地での税申告証明などを日本語訳付で)を提出してください。ただし、書類の内容によっては追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ※ 修正申告等により、市民税が変わり、所得割課税額が変わる場合、市民税の変更が決定した翌月から副食費免除について変更します。過去にさかのぼっての変更はいたしません。

19 実費徴収の補足給付について

認定こども園等で、保育料とは別に徴収される保護者負担金(日用品、文房具、行事代など)について、生活保護世帯を対象に費用の一部を助成します。実際に施設に支払った後、申請により、年度終了後に返還します(対象とならない品目もあります)。

対象者 : 保育料が保育料表 A 階層(生活保護世帯等)の方

助成金額 : 1人あたり〈月額上限 2,500 円×対象月数〉の金額を上限に、実際にかかった費用

20 その他の保育メニュー

名称	内容
延長保育	開所時間中、利用可能時間を越える時間については延長保育となり、延長保育料が必要な場合があります。保護者の就労時間や通勤時間等に応じて必要な方が利用できます。各認定こども園等の延長保育料については、26 ページ以降をご覧ください。
病児保育 (体調不良児対応型)	実施認定こども園等に通園していて保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童へ保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応等を行います。(私立 26 園・公立 5 園 令和6年4月予定)
地域交流	認定こども園等の子どもたちと地域の子どもたちが、一緒に四季折々の行事を楽しんだり、園庭でどろんこ遊びや水遊びをしたり、実際にクラスに入って手遊びなどの年齢交流もしています。
世代間交流	小学生、中学生、高校生との交流や老人センター、高齢クラブ、認定こども園等の子どもたちの祖父母など、さまざまな世代との交流で、歌や伝承遊びなどを楽しんでいます。

21 給食について

給食については、子どもたちの状況を把握しながら、子どもの成長に必要な栄養をバランスよく取り入れた献立表を作成し実施しています。

内容は、米飯を中心とした完全給食(主食+副食)で、各認定こども園等で提供します。0歳児には一人ひとりの発育に合わせた離乳食をつくり、食物アレルギー児に対しては集団給食を原則とし、医師の指示のもとに子どもの症状に合わせて、可能な範囲で除去や代替食対応を行っています。

22 入所中の注意事項

◆次のような場合は、変更の申請・届出が必要です。

必要書類は、19 ページの表を参照してください。

1 住所や世帯に関わる変更があったとき

- ① 転居(八尾市内) ※八尾市外への転居の場合は原則退所となります。
- ② 離婚、婚姻、祖父母や親族等との同居・別居、出産、死亡、氏名変更など

保育料等の変更が生じることがありますので必ず手続きをしてください。
なお、市民課またはこども若者政策課等へ申請・届出の手続きをした場合であっても、別途保育・こども園課での手続きが必要となりますのでご注意ください。

2 教育・保育給付認定に変更があるとき

- ① 就労状況等に変更があったとき(時間・日数・場所等)
- ② 退職・就職・転職したとき、休職したとき
- ③ 妊娠・出産をするとき
- ④ 育児休業を取得するとき
- ⑤ 保育を必要とする事由に変更があるとき(例「就労」から「疾病」への変更など)
- ⑥ 教育・保育給付認定に係る事項を変更するとき

3 教育・保育給付認定に変更があるときの必要書類について

変更内容		必要書類①	必要書類②
住所変更(転居)		支給認定等変更申請書	・ 住民異動届の写し
世帯構成	婚姻 (同居開始日が婚姻より前の場合は、その日を基準とします)。		・ 住民異動届の写し又は戸籍謄本の写しなどの婚姻を証明する書類 ・ 就労証明書または入所理由証明書(婚姻により父又は母となる方) ・ 市民税資料(婚姻により父又は母となる方で、八尾市で市民税課税がされていない方) ※未入籍でも同居人の方の書類が必要となります。
	離婚		・ 住民異動届の写し又は戸籍謄本の写しなどの離婚を証明する書類
	その他		・ 住民異動届の写し ・ 状況に応じて必要な書類
氏名変更			・ 住民異動届の写し
就労状況	就職 転職 就労時間変更	支給認定等変更申請書 (保育必要量などの認定に変更がある場合のみ必要) ※就労開始日または就労時間の変更日から、保育必要量(短時間・標準時間)の変更が必要な場合は、 事前に支給認定等変更申請書の提出が必要となります。その際、就労予定先に電話にて就労予定確認を行います。その後、実際に就労されているかを確認するため、就労開始日以降に、就労証明書の提出が必要となります。 就労開始後以降に手続きをする場合は、支給認定等変更申請書と就労証明書の提出があった日からの変更となります。	・ 就労証明書
	退職	支給認定等変更申請書	①勤務先が決定している場合は「就職」により必要な書類 ②求職活動を行う場合 ・ 入所理由証明書 ・ 求職状況申告書
	妊娠・出産		・ 入所理由証明書 ・ 母子健康手帳のコピー
	育児休業を取得		・ 育児休業取得申出書
	年度途中で 育児休業から復職	支給認定等変更申請書 ※復職日から変更を希望される場合は、 支給認定等変更申請書を事前にご提出ください。	・ 復職証明書
上記以外で保育の利用を必要とする事由の変更(疾病、障がい、介護・看護、就学)	支給認定等変更申請書	・ 入所理由証明書 ・ 状況に応じて必要な書類	
保育必要量の変更		・ 変更が必要となる事実が確認できる書類	
生活保護の開始・廃止	生活保護受給証明書	—	
退所(八尾市外へ転居を含む)	退所届 ※施設長印必要	—	
支給認定証の再交付	支給認定証再交付申請書	—	

◆次のような場合は退所となります

- ① 保護者より特定教育・保育施設等の利用を止める旨の届があったとき。
- ② 本市から転出したとき。
- ③ 認定基準に該当しなくなったとき。(保護者の就労や疾病等、保育を必要とする事由がなくなった場合)
- ④ 利用の調整を行わないことができるとき。
 - ・感染症又は悪性の疾病を持つとき。
 - ・心身が虚弱で保育に耐えられないとき。
 - ・その他市長が不相当であると認めたとき。
- ⑤ 1か月以上無届で特定教育・保育施設等の利用をしなかったとき。 ※欠席期間中も保育料は賦課されます
- ⑥ その他市長が不相当と認めたとき。
 - ・届出があっても欠席が長期(2か月以上)になる場合 ※欠席期間中も保育料は賦課されます
 - ・申請書等への虚偽の記入または申告があった場合 等

◆妊娠・出産がわかったとき

出産予定日の8週間(多胎妊娠は14週間)から産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日までは、「妊娠・出産」要件となりますので、変更の手続きをしてください。また、出産後については下記①～④のうちいずれかの場合の手続きが必要となります。

① 出産後すぐにもとの職場へ復帰する場合

復職後に「支給認定変更申請書」と「復職証明書」の提出が必要となります。

② 出産後に育児休業を取得する場合で、継続して入所を希望する場合

育児休業を取得する1か月前までに認定子ども園等に連絡し、「支給認定変更申請書」と「育児休業取得申出書」を保育・子ども園課へ提出してください。生まれた子が満1歳になる年度末を限度に入所を継続することができます。「育児休業」認定期間中は保育短時間認定となり、利用時間は各施設で設定する保育短時間内で必要な時間となります。

③ 出産後就労しない場合

「妊娠・出産」要件の終了日をもって入所児童は退所となります。

④ その他の場合

保育・子ども園課へお問合せください。

◆各種変更があった場合の手続きについて

保育の必要性の事由や就労時間、住所等に変更が生じた場合には、変更手続きが必要となりますので、速やかに必要書類を保育・子ども園課へ提出してください。変更については、保育・子ども園課へ必要書類の提出があった日からの適用となります。ただし、変更が生じる日が提出日以降の場合は、変更が生じる日からの適用となります。(認定子ども園等へ提出があった日からの変更ではありません)。

※上記の変更の手続きには、旧認定の支給認定証の返却も必要となります(交付を受けている方のみ)。

※教育・保育給付認定の変更申請を行わない場合は、子ども・子育て支援法第24条により、教育・保育給付認定の取消を行うことがあります。また、住所・世帯員等の変更の届出及び支給認定の変更申請については、子ども・子育て支援法等に規定されている事項であるため、速やかに行う必要があります。

23 退所の手続き

引越などにより認定子ども園等を退所する場合は、事前に認定子ども園等と保育・子ども園課へ連絡し、「退所(園)届」を必ず提出してください。

24 入所に関するQ&A

■認定に関すること

Q1 認定申請はいつどうやって行うのですか？

A 認定申請書兼保育所入所等申込書に必要事項を記入し、保育・こども園課までご提出ください。

Q2 2号・3号認定とは？

A 保育を必要とされる方には保育が必要であるということを確認し、年齢により2号(満3歳以上)と3号(満3歳未満)に分かれます。実際の認定こども園等の利用については2号・3号認定された方の中から利用調整(選考)し、認定こども園等の入所を決定することとなります。詳細は、2～3ページをご覧ください。

Q3 下の子を出産し、育児休業を取得します。上の子は退園しなければいけませんか？

A 退園にはなりません。育児休業の取得が決まった時には、直ちに支給認定等変更申請書とあわせて「育児休業取得申出書」をご提出ください。上の子は、生まれた下の子が満1歳を迎える日が属する年度の年度末まで引き続き在園できます。育児休業取得中は保育の必要量は「保育短時間」になりますので保育施設の利用は1日最大8時間までです。

Q4 保育標準時間で認定されましたが保育短時間に認定を変更できますか？

A 保育標準時間で認定されている方が保育短時間に変更することは可能です。希望する方は保育・こども園課までご相談ください。

Q5 求職中で入所しましたが、就労先が見つかりました。就労開始日に合わせて、保育短時間から標準時間に変更してもらえますか？

A 支給認定等変更申請書を事前にご提出ください。保育・こども園課で受け付け、審査を行ってからの変更となります。就労開始後の提出であっても、さかのぼっての変更はできません。事前に支給認定等変更申請書の提出と就労先への電話確認が可能な場合は、就労開始日に合わせての変更が可能です。ただし、就労開始後に確認のため、就労証明書の提出が必要です。

Q6 月途中で認定が保育標準時間から保育短時間に変更されました。保育料はどうなるのですか？

A 保育利用時間は認定変更日から変更となりますが、保育料は翌月分からの変更となります。保育短時間から保育標準時間への変更も同様です。

■入所申込に関すること

Q7 募集の人数を知りたいのですが？

A 4月入所については、13ページに募集人数を掲載しています。途中入所については退所などで空きが生じた場合に随時選考を行い、入所決定した方のみ連絡していますので、改めての募集はしていません。

Q8 認定こども園等は、申込みれば必ず入所できますか？

A 年齢や地域によって入所申込者数に違いがありますので、入所できない場合もあります。特に0歳～2歳の児童については、例年大変申込が多い状況です。そのため、希望園を増やすなど、選択肢を広げる方法をぜひご検討ください。

Q9 郵送での入所申込はできますか？

A 郵送での受付は可能です。ただし、追跡できる方法(簡易書留、レターパック等)での送付をお願いします。その他、1次選考申込受付期間内は市役所から八尾市内の第1希望の認定こども園等でも申込受付をしています。なお、途中入所の申込は認定こども園等での受付は行っていませんので市役所まで提出してください。

Q10 育児休業中でも認定こども園等の申込はできますか？

A 原則として育児休業中は認定こども園等の入所の利用調整(選考)対象となりません。ただし、入所後1か月以内に育児休業を終了して復職できる場合は、利用調整(選考)の対象となります。

Q11 求職中でも申込はできますか？

A 求職中であっても、申込が可能です。求職中に入所が決まった場合、入所後3か月以内に就労することが条件となります。就労開始後は速やかに支給認定等変更申請書と就労証明書を保育・こども園課まで提出してください。

Q12 空きのない園(募集のない年齢)でも申し込むことができますか？

A 在園児の退所などで空きが出た場合、申込のある方については選考の対象となりますので、入所の希望があればお申込みください。

Q13 現在、入所保留中です。令和6年4月入所のために再度申込が必要ですか？

A 新たに申込が必要です。認定こども園等の入所申込は年度ごとになっており、令和5年度の申込は令和6年3月31日が有効期限です。また、入所保留中に、家庭状況や就労状況、希望園などの変更があった場合は保育・こども園課までご連絡ください。

Q14 八尾市外の認定こども園等を申したいのですが？

A 八尾市外の認定こども園等を申込み場合も、八尾市でお申込ください。あらかじめ希望先の市町村に締切日や必要書類をご確認のうえ、希望先市町村の締め切り日の一週間前までに八尾市へ申込んでください。それ以降に申込をされた場合は、八尾市から希望先市町村へ

■入所申請に必要な書類に関すること(記入方法・証明書など)

Q16 申込書には必ず10園希望を書かなければならないのですか？

A 申込書には第10希望まで記入できるようになっていますが、必ずしも10園書く必要はありません。また、入所決定後の施設変更はできませんので、必ず通所(園)可能な範囲の施設で申込んでください(第1希望のみの記載が有利ということはありません)。

Q17 兄弟姉妹で申込の場合、就労証明書は兄弟姉妹全員分必要ですか？

A 原本は1枚で結構ですが、人数分のコピーを用意し、各々の申込書に添付してください。

Q18 「認可外保育施設等・一時預かり保育利用証明書」の対象となる場合を教えてください。

A 認定事由(育児休業中を除く)を理由として、認可外保育施設(市から斡旋する認証保育施設を除く)、企業主導型保育事業、認可及び認可外保育施設の一時預かり保育、ベビーシッター、企業内託児所等に有償で月64時間以上かつ申込日時点で、申込日直近4か月のうち2か月以上(1か月は、各月の1日から末日とする)申込児童を預けている場合が対象となります。

また、認定事由を理由とするため、育児休業中で上記施設に預けている方は対象になりません。また、認定事由があっても、申込時点と入所希望日での認定事由が異なる場合も対象になりません。

「申込日直近4か月のうち2か月以上」とは、たとえば11月1日に申込をする場合は、7月～10月のうち、月64時間以上預けている月が2か月以上あることを言います。

書類送付等の事務手続に期間を要するため、希望先市町村の申込締切日に間に合わなくなる場合がありますので、ご理解のうえ申してください。

八尾市から転出予定で市外保育施設へ申込み場合は、直接申込みができる場合もありますので、必ず転出先市町村へお問い合わせください。

Q15 提出後、申込状況に変化が生じた場合、手続きは必要ですか？

A 利用申込手続き以降に世帯状況等に変化があった場合は、速やかに保育・こども園課までご連絡ください。内容により、追加の聞き取りや書類の提出が必要となる場合があります。詳細は5ページをご覧ください。

※入所決定または利用開始後に申込内容と異なることが判明した場合、入所取り消しや退所となります。

Q19 書き間違えの場合、どうすればいいですか？

A 二重線を引いてください。ただし、就労証明書の内容については勤務先に訂正していただく必要があります。修正液・修正テープなどは無効となりますので使用しないでください。

Q20 フリクションペン(消すことができるペン)の使用はできますか？

A フリクションペンの使用により作成された書類は受付できません。フリクションペンの使用が判明した場合は、すべてボールペンで書き直しが必要となります。

■転所に関すること

Q21 現在、認定こども園等に入所しています。他の園に転所したいのですが？

A 新規申込と同じように申込書類の提出が必要です。

Q22 転所の申請は優先されますか？

A 4月1日希望の1次選考申込期間中(令和5年11月1日～13日)に転所申込をされた場合のみ、新規申込と同等に選考いたします。

認可保育施設の分園・小規模保育施設の卒園児には加算点があります。また、令和5年度の1次選考申込期間中に転所申込をしたが不承諾になり、令和6年度の1次選考申込期間中に再度転所の申込をする場合につい

ても、加算点があります。1次選考申込受付期間後や年度途中の転所申込の場合は認定こども園等に入所していない児童が優先されることとなります。

Q23 転所が決まりましたが、事情により元の園に戻りたいのですが？

A 元の園には戻れません。また、転所申込をした方については、1次選考申込受付期間後の変更・取下げはできません。

■利用調整(選考)に関すること

Q24 時間短縮勤務制度を利用する場合、点数はどうなりますか？

A 育児休業明けで、時短制度を利用する場合は、雇用形態の変更を伴うものでない限り、本来の勤務時間にて判断いたします。

Q25 パートや派遣形態での就労の場合、点数に影響はありますか？

A 居宅外労働を理由に利用調整を行う場合、常勤やパート・派遣などの就労形態は利用調整に影響しません。

Q26 長く入所待ちしているほど優先されますか？

A 入所待ちの期間は考慮しません。選考は八尾市認定こども園等の利用調整基準に基づいて行います。

Q27 第3希望まで申込みしましたが、どのように利用調整(選考)されますか？

A 利用調整(選考)は園ごとに行います。第3希望まで記入した場合は最大3回の選考を行います。希望順位にかかわらず、保育を必要とする事由の高い方から選考します。第1希望のみの希望が有利ということはありません。同指数の場合のみ、希望順位に基づいて選考することがあります。複数園で入所が可能になった場合には、最上位の希望園1園を決定とします。

Q28 1次選考申込受付期間以降の申込についての選考はどうなりますか？

A 1次選考申込受付期間である11/1～11/13の申込の方のみが1次選考の対象となり、それ以降の申込者については1次選考以降に希望する認定こども園等で欠員が生じた範囲で選考を行い、入所が決定した方のみ保育・こども園課より入所の連絡をします。

Q29 第10希望の園に決定しました。第1希望の園に空きが出たら転所できるのですか？

A 転所できません。複数の園を申込んでいて、いずれかの園で決定となった場合は、他園への効力はなくなります。決定した園以外の園を希望する場合は、決定した園を辞退し、あらためて入所の申込が必要となりますが、辞退後に再度同年4月1日の利用調整を受ける場合、入所決定辞退に伴う減点の対象になります。

Q30 入所申込を郵送で提出した場合、窓口で提出した場合と比べて選考に不利になりますか？

A 申込書類の提出方法によって選考に影響することはありません。ご都合の良い方法で申込をしてください。

■保育料に関すること

Q31 保育料はいくらですか？いつ頃決まりますか？

A 保護者等の所得に応じた負担(応能負担)が基本となります。2～5歳児クラスは、保育料がかかりません。詳しくは、14～15 ページをご覧ください。

正式な保育料は、入所決定後に保育料決定通知書を送付します。

未申告等の理由で保育料が決定できない方については、最高額の保育料を請求することになります。

Q32 公立と私立または認定こども園と保育所(園)で保育料は違いますか？

A 保育料の違いはありません。ただし、保育料以外に費用がかかる場合がありますので、事前に園に問い合わせるなどご確認ください。また、八尾市ホームページにて「保育料以外の保護者負担金」を掲載しています。

Q33 保育料はどのように支払うのですか？

A 八尾市が徴収する保育料(公立認定こども園・私立保育所(園))の支払方法は原則口座振替です。保育園入園時に口座振替の手続き書類をお渡ししますので、ご提出ください。

私立認定こども園・小規模保育施設が徴収する保育料の場合、各施設に直接お支払いいただきます。支払方法は各施設にご確認ください。

Q34 上の子が幼稚園に入っている場合、保育料は減額されますか？

A 下の子が入所した場合、保育料は多子軽減が適用されます。対象の施設は 16 ページをご参考ください。

Q35 祖父母と同居しており、父母ともに非課税の場合、保育料はどうなりますか？

A 父母(ひとり親世帯の場合は父または母)が非課税で世帯年収がおおむね 100 万円に満たない場合、同居の祖父母等の所得の高い方の課税額で保育料を決定します。詳しくは保育・こども園課までお問い合わせください。

Q36 ひとり親家庭の保育料は無料ですか？

A 保育料は世帯の課税額によって決定しますので、無料とは限りません。

Q37 海外勤務で、市民税が課税されていないのですが所得状況がわかる書類は何を出せばいいのですか？

A 勤務先からの給料の支払証明書や現地での税申告の証明など、(対象年度の)海外での年間の収入が分かる書類(外国語表記は日本語訳を添付)を提出してください。海外と国内両方で収入がある方は、それぞれの年間の収入がわかる書類を提出してください。詳細については保育・こども園課までご相談ください。

Q38 保育料を滞納してしまいました。

A 八尾市へお支払いいただく保育料(公立認定こども園・私立保育所(園)へ通園されている場合)については、督促、催告(文書または電話・訪問等による)を行い、お支払をしていただくこととなります。また、滞納が続く場合は、児童手当からの特別徴収や差押え等の滞納処分を行うこととなります。お支払が難しい場合は納付相談をお受けしておりますのでご相談ください。なお、私立認定こども園・小規模保育施設に通園されている場合は、各施設において厳正に対処することとなります。

■その他

Q39 園の見学は必要ですか？

A 認定こども園等は施設により、保育方針・雰囲気・諸経費等さまざまな違いがあります。書面上でお伝えできる情報については記載していますが、毎日通うことになる施設ですので、事前に見学し、ライフスタイルにあった保育施設を選択されることをおすすめします。

Q40 離婚や再婚をしたり、新たに祖父母と同居したりした場合、何か手続きが必要ですか？

A 世帯の状況に応じて必要な手続きをご案内しますので、保育・こども園課へご連絡ください。保育を必要とする事由に変更があった場合もご連絡ください。

Q41 休日保育は保育料が必要ですか？

A 保育の必要性の認定を受けられて、いずれかの施設に入所されている場合は、保育料は必要ありません。ただし、冠婚葬祭など、認定事由以外の理由により利用する場合は、保育料が必要となります。

■ その他

25 認定こども園等の入所申込の状況等

認定こども園等入所申込の状況（各年度4月1日現在）

年度	認定こども園等 申込児童数 ①	認定こども園等 入所児童数 ②	入所できていない児童人数 ③=①-②
平成30年度	5,745	5,576	169
令和元年度	5,910	5,706	204
令和2年度	6,087	5,824	263
令和3年度	6,253	6,017	236
令和4年度	6,316	6,139	177
令和5年度	6,566	6,373	193

令和5年度 年齢別認定こども園等 入所児童数(4月1日現在)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公立	41	119	143	174	195	221	893
私立	370	890	1,055	1,077	1,010	1,034	5,436
他市委託	1	6	3	5	11	18	44
計	412	1,015	1,201	1,256	1,216	1,273	6,373

令和5年度 年齢別認定こども園等に入所できていない児童(4月1日現在)

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
19	93	51	26	1	3	193

令和5年度 待機児童数（4月1日現在）

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
待機児童数	0	0	0	0	0	0	0

待機児童について

保育を必要としており、保育所等に利用申込をしたが、利用調整により利用が決まらなかった児童を「保留児童」といいます。この「保留児童」から、国の定義に基づき、認証保育施設等への入所児や育児休業中（復職意思のないもの）を除いた児童を「待機児童」といいます。

新規利用申込数(転所希望を除く保育の認定者のみ) (A)	
利用決定児童数 (B)	
利用保留児童数 (C) = (A) - (B) 【入所できていない児童数】	
保留児童の内訳	育児休業中(復職意思のないもの) (D)
	求職活動休止中 (E)
	認証保育施設への入所 (F)
	エブリ(ひとり親エブリ)への入所 (G)
	一時預かり等対応幼稚園 (H)
	企業主導型保育事業への入所 (I)
	特定保育所希望等 (J)
待機児童数 【国の定義に基づく児童数】 (K) = (C) - (D) - (E) - (F) - (G) - (H) - (I) - (J)	

除外数の定義

- (D) 調査日時点において、育児休業を取得し、復職意思のないもの
- (E) 調査日時点において、求職活動を休止し、就労意思のないもの
- (J) 他に利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望し、待機しているもの

※「待機児童」に該当しない場合でも、利用調整に影響はなく「保留児童」すべてをその後の利用調整の対象とします。

※希望の保育所等への入所が困難な場合等、利用調整後に、空きの保育所等のあっせんを行うことがあります。

※2次選考後にも保育所等を利用できない状態の場合、状況確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。



各施設ごとのパンフレットは八尾市ホームページにてご確認ください。保育・子ども園課窓口前でも配架しています。

※ 開所時間等は各施設からの情報により記載しています。児童の送迎は、上記の開所時間内に必ずお願いします。

※ 施設の開所時間中、利用可能時間を超える時間は延長保育となります。就労時間・通勤時間に応じて必要な方が利用できます。

※ 保育短時間認定の場合、保育の利用時間は開所時間中の施設が設定する時間(1日最大8時間)となり、それを超える時間は延長保育となります。

※ 学童保育・・・就学後に学童保育を実施している施設です。対象年齢や料金については各施設にお問い合わせください。

※ 対象児・・・対象の年齢は、令和6(2024)年4月1日現在のものです。

※ バス・・・バス送迎のある施設です。対象年齢やコースなどは各施設にお問い合わせください。

※ 駐車場・駐車場のない園について、「駐車場なし」を記載しています。

◆私立保育所(園)一覧

令和6年度予定

施設名	所在地・電話番号	開所時間	保育標準時間	保育短時間	延長保育料 (標準時間)	延長保育料 (短時間)	学童 保育	対象児	バス	駐車場 なし
アスク久宝寺駅前保育園	龍華町1-4-2 (メカシティタワースTHE EAST内) 072-924-3060	平日・土曜 7:00~20:00	7:30~18:30	9:00~17:00	7:00~7:30 18:30~20:00 30分300円	7:00~9:00 17:00~20:00 30分300円	-	0~5	-	駐車場 なし
久宝寺保育園	南久宝寺3-18-1 072-943-0270	平日 7:00~20:00 土曜 7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~20:00 (土19:00) 15分100円	7:00~8:30 16:30~20:00 (土19:00) 15分100円	-	0~4	-	-
ころころ (久宝寺保育園分園)	南久宝寺3-25 ※連絡は本園へ (072-943-0270)	平日 7:00~20:00 土曜 7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~20:00 (土19:00) 15分100円	7:00~8:30 16:30~20:00 (土19:00) 15分100円	-	5	-	-
(仮)トレジャーキッズ ながはた保育園	永畑町1-2-27 06-6442-0600 (令和5年9月時点)	平日 7:30~19:30 土曜 7:30~18:30	7:30~18:30	8:30~16:30	18:30~19:30 30分300円	7:30~8:30 16:30~19:30 30分300円	-	0~5	-	-
ひかりまち保育園	光町1-63 (サンシャインハイツⅡ) 072-991-6511	平日・土曜 7:00~19:00	7:00~18:00	8:00~16:00	18:01~18:30 10分100円 18:31~19:00 30分500円	7:01~8:00 16:01~19:00 30分500円	-	0~2	-	駐車場 なし
ふじ第二保育園	山城町2-2-13 072-996-2783	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~18:30 10分100円 18:30~19:00 30分300円	7:00~8:30 30分300円 16:30~19:00 30分300円	-	0~2	-	-
やおぎ保育園	八尾木6-120-4 072-993-4894	平日・土曜 7:00~19:00	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00 10分100円	7:00~9:00 17:00~19:00 10分100円	-	0~5	-	-
八尾たんぼぼ保育園 (本園)	西山本町1-4-16 072-997-0579	平日 7:00~20:00 土曜 7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~20:00 (土19:00) 15分100円	7:00~8:30 16:30~20:00 (土19:00) 15分100円	-	2~5	-	-
八尾たんぼぼ保育園 (分園)	東山本町3-2-9 ※連絡は本園へ 072-997-0579	平日 7:00~20:00 土曜 7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~20:00 (土19:00) 15分100円	7:00~8:30 16:30~20:00 (土19:00) 15分100円	-	0~1	-	-
ゆめの子保育園	志紀町2-18-2 072-948-1161	平日・土曜 7:00~19:00	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~18:30 10分100円 18:30~19:00 30分500円	7:00~8:00 16:00~19:00 30分500円	-	0~2	-	-
にじのこ保育園 (ゆめの子保育園分園)	上之島町南1-10 072-991-2101	平日・土曜 7:00~19:00	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~18:30 10分100円 18:30~19:00 30分500円	7:00~8:00 16:00~19:00 30分500円	-	0~2	-	駐車場 なし
りゅうげ保育園	東太子1-6-12 072-996-8888	平日・土曜 7:30~18:30	7:30~18:30	8:30~16:30	-	7:30~8:30 16:30~18:30 10分100円	-	0~2	-	-
若竹保育園	空港1-110 072-949-3162	平日・土曜 7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00 10分100円	7:00~8:30 16:30~19:00 10分100円	-	0~2	-	-

◆認定こども園一覧

＜幼保連携型 認定こども園＞ ※令和6年4月1日からキッズスペース梓国際学院が保育所から認定こども園に移行します。

令和6年度予定

施設名	所在地・電話番号	開所時間	保育標準時間	保育短時間	延長保育料 (標準時間)	延長保育料 (短時間)	学童 保育	対象児	バス	駐車場 なし
あい桂こども園	桂町2-1-1 072-998-7115	平日・土曜 7:00~19:30	7:30~18:30	9:00~17:00	7:00~7:30 18:30~19:30 30分500円	7:00~9:00 17:00~19:30 30分500円	-	0~5	-	-
あけぼの保育園	八尾木東3-26 072-991-0500	平日・土曜 7:00~19:00	7:30~18:30	9:00~17:00	7:00~7:30 18:30~19:00 10分100円	7:00~9:00 17:00~19:00 10分100円	-	0~5	-	-
あけぼの第二保育園	大字都塚102-1 072-991-9900	平日・土曜 7:00~19:00	7:30~18:30	9:00~17:00	7:00~7:30 18:30~19:00 10分100円	7:00~9:00 17:00~19:00 10分100円	-	0~5	-	-
あひる保育園	八尾木北2-39 072-994-8121	平日・土曜 7:00~19:00	7:00~18:00	9:00~17:00	-	-	-	0~5	-	-
おひさまこども園	植松町5-8-5 072-991-1155	平日・土曜 7:00~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30	7:00~7:30 18:30~19:00 10分100円	7:00~8:30 16:30~19:00 10分100円	-	0~5	-	-

施設名	所在地・電話番号	開所時間	保育標準時間	保育短時間	延長保育料 (標準時間)	延長保育料 (短時間)	学童 保育	対象児	バス	駐車場 なし
母木保育園	恩智南町2-60 072-943-7101	平日 7:00~19:30 土曜 7:00~18:30	7:30~18:30	9:00~17:00	7:00~7:30 ※18:30~19:30 10分 100円 ※は平日のみ	7:00~9:00 17:00~19:30 30分 300円 平日のみ	-	0~5	-	-
キッズスペース 梓国際学院	末広町1-1-9 072-929-2245	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00	7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~18:30 10分100円 18:31~19:00 30分 300円	7:00~8:30 16:31~19:00 (土18:00) 30分300円	-	0~5	○	-
(仮)ベビースペース 梓国際学院(分園)	東本町3-4-18 072-929-2245	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00	7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~18:30 10分100円 18:31~19:00 30分 300円	7:00~8:30 16:31~19:00 (土18:00) 30分300円	-	0~2	-	-
久宝まぶねこども園	久宝寺6-7-10 072-992-2033	平日7:00~19:30 土曜7:00~18:30	7:30~18:30	9:00~17:00	7:00~7:30 ※18:30~19:30 10分 100円 ※は平日のみ	7:00~9:00 17:00~19:30 (土18:30) 10分 100円	-	0~5	-	-
キリンこども園	南本町3-4-5 072-922-2353	平日・土曜 7:00~20:00	7:00~18:00	9:00~17:00	-	-	-	0~5	-	-
キリン第二こども園	高美町1-4-16 072-922-1033	平日・土曜 7:00~20:00	7:00~18:00	9:00~17:00	-	-	-	0~5	-	-
エブリ (キリン第二こども園分園)	青山町4-5-16 072-990-1155	平日・土曜 7:00~20:00	7:00~18:00	9:00~17:00	-	-	-	0~2	-	-
神戸教育短期大学付属 八尾ソレイユ認定こども園 (本園)	堤町1-7-12 072-991-9981	平日・土曜 7:00~19:00	7:30~18:30	9:00~17:00	7:00~7:30 18:30~19:00 10分 100円	7:00~9:00 17:00~19:00 10分100円	-	0~5	-	-
神戸教育短期大学付属 八尾ソレイユ認定こども園 分園 ブチソレイユ	山本町1-8-29 072-920-7717	平日・土曜 7:00~19:00	7:30~18:30	9:00~17:00	7:00~7:30 18:30~19:00 10分 100円	7:00~9:00 17:00~19:00 10分100円	-	0~2	-	駐車場 なし
こどものいえ	光町1-38 072-924-8801	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00	7:00~18:00	8:30~16:30	18:01~18:30 30分300円 18:31~19:00 30分300円 (平日のみ)	7:00~8:29 30分300円 16:31~19:00 (土18:00) 30分300円	-	0~5	-	-
さくら保育園	福万寺町4-14 072-999-3386	平日・土曜 7:00~19:00	7:30~18:30	9:00~17:00	7:00~7:30 18:30~19:00 10分 100円	7:00~9:00 17:00~19:00 10分 100円	-	0~5	-	-
五月橋保育所	山本町南3-5-21 072-997-0886	平日・土曜 7:00~19:00	7:00~18:00	9:00~17:00	-	-	-	0~5	-	-
志紀保育園	田井中2-66 072-949-5836	平日・土曜 7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00 10分100円	7:00~8:30 16:30~19:00 10分100円	-	2~5	-	-
じゅじゅの森こども園	恩智南町3-223 072-940-1111	平日・土曜 7:00~19:00	7:30~18:30	9:00~17:00	7:00~7:30 18:30~19:00 10分 100円	7:00~9:00 17:00~19:00 10分100円	-	0~5	-	-
セシリア保育園	西木の本1-62-1 072-933-2525	平日・土曜 6:00~21:00	7:30~18:30	9:00~17:00	6:00~7:00 19:00~21:00 10分100円	6:00~9:00 17:00~21:00 10分100円	-	0~5	-	-
千塚こども園	大字千塚150-1 072-941-1380	平日・土曜 7:00~19:00	7:00~18:00	8:00~16:00	18:01~18:30 30分300円 18:31~ 10分100円	7:00~7:29 10分100円 7:30~7:59 30分300円 16:01~16:30 30分300円 16:31~ 10分100円	-	0~5	○	-
くねあ保育園 (千塚こども園分園) (※令和8年3月末閉園予定)	北本町1-2 (ハットモール八尾2番街6号) 072-990-1380	平日・土曜 7:00~19:00	7:00~18:00	8:00~16:00	18:01~18:30 30分300円 18:31~ 10分100円	7:00~7:29 10分100円 7:30~7:59 30分300円 16:01~16:30 30分300円 16:31~ 10分100円	-	0~2	-	駐車場 なし
のぞみのもり保育園	渋川町4-10-29 072-940-7000	平日・土曜 7:00~19:30	7:30~18:30	9:00~17:00	7:00~7:30 18:30~19:30 10分 100円	7:00~9:00 17:00~19:30 10分100円	-	0~5	-	-
はくちょうこども園	亀井町2-6-25 072-994-5170	平日・土曜 7:00~19:00	7:00~18:00	9:00~17:00	土曜のみ 18:00~19:00 10分100円	土曜のみ 17:00~19:00 10分100円	-	0~5	-	-
ハッピーチルドレン保育園	太田3-163 072-948-8086	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00	7:00~18:00	8:30~16:30	18:30~19:00 10分100円 (平日のみ)	7:00~8:30 17:00~19:00 10分100円 (平日のみ)	-	0~5	-	-
ふじ保育園	山城町5-2-6 072-998-9543	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~18:30 10分100円 18:30~19:00 30分300円 (平日のみ)	7:00~8:30 30分300円 16:30~19:00 (土18:00) 30分300円	-	0~5	-	-
りぼん (ふじ保育園分園)	光町2-18 072-991-5112	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~18:30 10分100円 18:30~19:00 30分300円 (平日のみ)	7:00~8:30 30分300円 16:30~19:00 (土18:00) 30分300円	-	0~2	-	駐車場 なし
あかばす (ふじ保育園第二分園)	北本町3-1-11 072-923-3772	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~18:30 10分100円 18:30~19:00 30分300円 (平日のみ)	7:00~8:30 30分300円 16:30~19:00 (土18:00) 30分300円	-	0~2	-	駐車場 なし
マリア保育園	若林町1-22-5 072-920-2300	平日・土曜 6:00~21:00	7:30~18:30	9:00~17:00	6:00~7:00 19:00~21:00 10分100円	6:00~9:00 17:00~21:00 10分100円	-	0~5	-	-

施設名	所在地・電話番号	開所時間	保育標準時間	保育短時間	延長保育料 (標準時間)	延長保育料 (短時間)	学童 保育	対象児	バス	駐車場 なし
マリア高安保育園	黒谷1-56-1 072-940-2222	平日・土曜 7:00~20:00	7:00~18:00	9:00~17:00	19:00~20:00 10分100円	7:00~9:00 17:00~20:00 10分100円	—	0~5	—	—
美園くじらこども園	美園町2-114-1 072-990-2383	平日・土曜 7:00~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30	7:00~7:30 18:30~19:00 30分 300円 月極(朝・夕 各) 1,500円 月極(朝・夕) 3,000円	7:00~8:30 16:30~19:00 30分 300円 月極(朝・夕 各) 1,500円 月極(朝・夕) 3,000円	—	0~4	—	—
緑ヶ丘ふじ保育園	緑ヶ丘1-50 072-996-7093	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~18:30 10分100円 18:30~19:00 30分300円	7:00~8:30 30分300円 16:30~19:00 (土16:30~18:00) 30分300円	—	0~5	—	—
みゆきこども学院	南本町6-7-30 072-990-1212	平日・土曜 7:30~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30	18:30~19:00 10分100円	7:30~8:30 16:30~19:00 30分 500円	—	0~5	—	—
みよし保育園	太子堂2-3-22 072-992-6955	平日・土曜 7:00~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30	7:00~7:30 18:30~19:00 10分 100円	7:00~8:30 16:30~19:00 10分 100円	○	0~5	—	—
八尾青い鳥学園	安中町5-8-3 072-975-5160	平日・土曜 7:00~19:00	7:30~18:30	9:00~17:00	7:00~7:30 18:30~19:00 10分 100円	7:00~9:00 17:00~19:00 10分100円	—	0~5	—	駐車場 なし
ゆう安中東こども園	南本町8-2-20 072-994-7470	平日・土曜 7:00~19:30	7:30~18:30	9:00~17:00	7:00~7:30 18:30~19:30 30分500円	7:00~9:00 17:00~19:30 30分500円	—	0~5	—	—
ようわこども園	山城町4-2-43 072-995-1616	平日・土曜 7:30~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30	18:30~19:00 10分100円	7:30~8:30 16:30~19:00 30分 500円	○	0~4	—	—
龍華こども園	南太子堂2-1-31 072-991-2286	平日・土曜 7:00~19:00	7:00~18:00	9:00~17:00	18:30~19:00 30分500円	7:00~9:00 17:00~19:00 10分100円	—	0~5	—	—
とらの子保育園 (龍華こども園分園)	桜ヶ丘3-98 072-928-5767	平日・土曜 7:00~19:00	7:00~18:00	9:00~17:00	18:30~19:00 30分500円	7:00~9:00 17:00~19:00 10分100円	—	0~2	—	駐車場 なし

<幼稚園型 認定こども園>

令和6年度予定

施設名	所在地・電話番号	開所時間	保育標準時間	保育短時間	延長保育料 (標準時間)	延長保育料 (短時間)	学童 保育	対象児	バス	駐車場 なし
志紀学園幼稚園	南木の本4-51 072-991-7805	平日・土曜 7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~15:30	—	平日 15:30~17:00 100円 17:00~18:30 30分300円 土曜 15:30~18:30 30分300円	—	2~5	○	駐車場 なし
聖光幼稚園	山本町北5-2-22 072-922-2970	平日・土曜 7:30~18:30	7:30~18:30	9:00~17:00	—	7:30~9:00 17:00~18:30 30分300円	—	1~5	○	駐車場 なし
清友幼稚園	柏村町1-57 072-922-2023	平日・土曜 7:30~18:30	7:30~18:30	9:00~17:00	—	7:30~9:00 17:00~18:30 10分100円	—	2~5	—	駐車場 なし
竹淵幼稚園	竹淵5-82 06-6709-6648	平日・土曜 7:30~18:30	7:30~18:30	9:00~17:00	—	平日 7:30~8:00 10分100円 土曜 17:00~18:00 30分100円 18:00~18:30 10分100円	—	1~5	○	—
みなみ幼稚園	竹淵西3-199 06-6709-0189	平日・土曜 7:30~18:30	7:30~18:30	8:30~16:30	—	7:30~8:30 400円 17:30~18:30 30分200円	—	3~5	○	—
八尾平和幼稚園	高安町北2-21 072-999-0669	平日・土曜 7:30~18:30	7:30~18:30	9:00~17:00	—	7:30~9:00 400円 8:00~8:40 150円 17:00~18:30 30分300円	—	1~5	○	—



◆公立認定こども園一覧

令和6年度予定

施設名	所在地・電話番号	開所時間	保育標準時間	保育短時間	延長保育料 (標準時間)	延長保育料 (短時間)	学童 保育	対象児	バス	駐車場
志紀おおぞらこども園	志紀町西2-1-10 072-949-3194	平日・土曜 7:00~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30	7:00~7:30 18:30~19:00 300円	7:00~8:30 16:30~19:00 300円	-	0~5	-	-
西郡そよかぜこども園	桂町2-33 072-999-2376									
東山本わかばこども園	東町3-5 072-996-3301									
南山本せせらぎこども園	山本町南3-1-39 072-998-9431									
安中ひかりこども園	安中町8-6-23 072-991-7249									

◆小規模保育施設一覧

令和6年度予定

施設名	所在地・電話番号	開所時間	保育標準時間	保育短時間	延長保育料 (標準時間)	延長保育料 (短時間)	学童 保育	対象児	バス	駐車場 なし
(仮)かなで保育園	青山町4-5-33 072-990-2030	平日・土曜 7:30~18:30	7:30~18:30	8:30~16:30	7:00~7:30 18:30~19:00 10分 100円	7:00~8:30 16:30~19:00 10分 100円	-	0~2	-	駐車場 なし
げんき保育園 久宝寺園	佐堂町3-1-39 フローレンス佐堂1F 072-923-3290	平日・土曜 7:30~19:30	7:30~18:30	8:30~16:30	18:30~19:30 30分 100円	7:30~8:30 16:30~19:30 30分 100円	-	0~2	-	-
げんき保育園 JR久宝寺園	跡部北の町2-1-27 ルミエール久宝寺II 1F 072-991-6991	平日・土曜 7:30~19:30	7:30~18:30	8:30~16:30	18:30~19:30 30分 100円	7:30~8:30 16:30~19:30 30分 100円	-	0~2	-	駐車場 なし
(仮)サンライズキッズ 保育園 曙川園	都塚南1-30 050-8881-1355 (令和5年9月時点)	平日・土曜 7:00~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30	7:00~7:30 18:30~19:00 30分 600円	7:00~8:30 16:30~19:00 30分 600円	-	0~2	-	-
サンライズキッズ保育園 八尾園	山本町南1-4-29 2F 050-5807-2427	平日・土曜 7:00~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30	7:00~7:30 18:30~19:00 30分 600円	7:00~8:30 16:30~19:00 30分 600円	-	0~2	-	駐車場 なし
ニチキッズ 八尾太子堂保育園	太子堂4-4-29 072-923-4391	平日・土曜 7:30~19:30	7:30~18:30	8:30~16:30	18:30~19:30 10分 100円	7:30~8:30 16:30~19:30 30分 300円	-	0~2	-	-

◆0~2歳児園・分園・小規模保育施設の3歳児からの継続・連携施設一覧

0~2歳児園・分園		継続施設
・りぼん (ふじ保育園分園) ・あかばす (ふじ保育園第二分園) ・ふじ第二保育園		・ふじ保育園
・エブリ (キリン第二こども園分園)		・キリン第二こども園 ・キリンこども園 (希望人数の状況により、上記2園で調整する場合があります)
・とらの子保育園 (龍華こども園分園) ・ひかりまち保育園 ・ゆめの子保育園 ・にじのご保育園 (ゆめの子保育園分園)		・千塚こども園 ・みゆきこども学院 ・龍華こども園 ・ようわこども園 (希望人数の状況により、他法人の施設を含め、調整する場合があります)
・くねあ保育園 (千塚こども園分園)	令和5年4月1日までに生まれた 入所児童	・千塚こども園 ・みゆきこども学院 ・龍華こども園 ・ようわこども園 (希望人数の状況により、他法人の施設を含め、調整する場合があります)
	令和5年4月2日以降に生まれた 入所児童	・ひかりまち保育園 (令和8年3月31日にくねあ保育園閉園予定に伴い、令和8年4月1日より受け入れ)
・神戸教育短期大学付属 八尾ソレイユ認定こども園 分園 プチソレイユ		・神戸教育短期大学付属 八尾ソレイユ認定こども園 (本園)
・八尾たんぽぽ保育園 (分園)		・八尾たんぽぽ保育園 (本園)
・りゅうげ保育園		・みよし保育園
・若竹保育園		・志紀保育園
・(仮)ベビースペース梓		・キッズスペース梓国際学院

小規模保育施設	連携施設
・(仮)かなで保育園	・安中ひかりこども園
・げんき保育園 久宝寺園	・美園くじらこども園
・げんき保育園 JR久宝寺園	・志紀学園幼稚園
・(仮)サンライズキッズ保育園 曙川園	・あけぼの保育園
・サンライズキッズ保育園 八尾園	・あひる保育園
・ニチキッズ八尾太子堂保育園	・竹淵幼稚園

※1 上記継続施設以外を希望する場合は、転所希望の申込みを行っていただく必要があります。

※2 継続施設へ入所する場合であっても、施設ごとの保育料以外の保護者負担金が必要となります。

八尾市ホームページにて「保育料以外の保護者負担金」で検索。もしくは保育・こども園課窓口の配架資料や対象施設で事前に確認してください。

27 【参考】令和5年度 入園式などの予定表（注：令和6年度予定ではありません）

◆私立保育所(園)

施設名	入園式	夏期家庭協力日	年末・年始休園日	創立記念日	卒園式	年度末家庭協力日
アスク久宝寺駅前保育園	4/1	なし	12/29～1/3	なし	3/20	なし
久宝寺保育園	4/1	なし	12/29～1/3	なし	3/23	なし
(分園) ころころ	4/1	なし	12/29～1/3	なし	3/23	なし
(仮)トレジャーキッズ ながはた保育園	※令和6年度より新設					
ひかりまち保育園	4/1	8/12～8/15	12/29～1/6	なし	3/24	なし
ふじ第二保育園	4/1	8/12～8/16	12/29～1/5	なし	なし	3/28～3/30
やおぎ保育園	4/1	8/12～8/15	12/29～1/4	なし	3/25	3/30～3/31
(本園)八尾たんぽぽ保育園	4/1	8/12	12/29～1/3	なし	3/23	3/30
(分園)八尾たんぽぽ保育園	4/1	8/12	12/29～1/3	なし	3/23	3/30
ゆめの子保育園	4/8	8/11～8/15	12/29～1/6	なし	3/23	なし
(分園) にじのこ保育園	4/8	8/11～8/15	12/29～1/6	なし	3/23	なし
りゅうげ保育園	4/1	なし	12/29～1/4	なし	なし	なし
若竹保育園	4/1	8/12～8/15	12/29～1/4	なし	なし	3/30

◆認定こども園

<幼保連携型 認定こども園>

施設名	入園式	夏期家庭協力日	年末・年始休園日	創立記念日	卒園式	年度末家庭協力日
あい桂こども園	4/1	なし	12/29～1/3	なし	3/16	なし
あけぼの保育園	4/1	なし	12/29～1/5	なし	3/25	なし
あけぼの第二保育園	4/1	なし	12/28午後～1/5	なし	3/26	3/31午後
あひる保育園	4/1	8/14～8/16	12/29～1/5	なし	3/23	なし
おひさまこども園	4/3	8/12～8/15	12/29～1/3	なし	3/21	なし
母木保育園	4/1	8/7～8/19	12/29～1/4	なし	3/23	3/29～3/31
キッズスペース梓国際学院	なし	8/12～8/15	12/29～1/4	なし	3/9	3/28～3/30
(仮)ベビースペース梓	※令和6年度より新設					
久宝まぶねこども園	4/1	なし	12/29～1/4	なし	3/16	なし
キリンこども園	4/1	なし	1/1～1/3	なし	3/31	なし
キリン第二こども園	4/1	なし	1/1～1/3	なし	3/30	なし
(分園) エプリ	4/1	なし	1/1～1/3	なし	なし	なし
神戸教育短期大学付属 八尾ソレイユ認定こども園(本園)	4/1	8/12～8/15	12/29～1/5	なし	3/16	なし
神戸教育短期大学付属 八尾ソレイユ認定こども園 分園プチソレイユ	4/1	8/12～8/15	12/29～1/5	なし	なし	なし
こどものいえ	4/1	8/14～8/18	12/29～1/5	なし	3/16	3/25～3/29
さくら保育園	4/1	なし	12/29～1/5	なし	3/23	なし
五月橋保育所	4/3	8/13～8/15	12/29～1/4	なし	3/23	なし
志紀保育園	4/1	8/12・8/14・8/15	12/29～1/4	なし	3/16	3/30
じゅじゅの森こども園	4/1	8/12～8/15	12/29～1/4	なし	3/16	3/28～3/29
セシリア保育園	4/1	なし	12/29～1/3	なし	3/23	なし

施設名	入園式	夏期家庭協力日	年末・年始休園日	創立記念日	卒園式	年度末家庭協力日
千塚こども園	4/1	8/12～8/15	12/29～1/6	なし	3/23	3/30
(分園)くねあ保育園	4/1	8/12～8/15	12/29～1/6	なし	3/23	3/30
のぞみのもり保育園	4/1	8/12・8/14・8/15	12/29～1/3	なし	3/16	3/30
はくちょうこども園	4/1	8/14～8/15	12/29～1/4	なし	3/23	なし
ハッピーチルドレン保育園	4/8	8/12～8/15	12/29～1/4	なし	3/23	3/30
ふじ保育園	4/1	8/12～8/16	12/29～1/5	なし	3/16	3/28～3/30
(分園)りぼん	4/1	8/12～8/16	12/29～1/5	なし	3/16	3/28～3/30
(分園)あかばす	4/1	8/12～8/16	12/29～1/5	なし	3/16	3/28～3/30
マリア保育園	4/1	なし	12/30～1/3	なし	3/23	なし
マリア高安保育園	4/1	なし	12/30～1/3	なし	3/23	なし
緑ヶ丘ふじ保育園	4/1	8/12～8/16	12/29～1/5	なし	3/16	3/28～3/30
美園くじらこども園	4/1	8/10～8/19	12/29～1/3	なし	なし	3/25～3/30
みゆきこども学院	4/1	8/12～8/15	12/29～1/6	なし	3/16	3/31
みよし保育園	4/1	なし	12/29～1/4	なし	3/23	なし
八尾青い鳥学園	4/3	8/11～8/15	12/29～1/4	なし	3/16	3/29
ゆう安中東こども園	4/1	なし	12/29～1/3	なし	3/16	なし
ようわこども園	4/1	8/12～8/15	12/29～1/6	なし	なし	3/30
龍華こども園	4/1	8/12～8/15	12/29～1/6	なし	3/23	なし
(分園)とらの子保育園	4/1	8/12～8/15	12/29～1/6	なし	3/23	なし

<幼稚園型 認定こども園>

施設名	入園式	夏期家庭協力日	年末・年始休園日	創立記念日	卒園式	年度末家庭協力日
志紀学園幼稚園	4/4	8/14～8/16	12/29～1/4	なし	3/15	なし
聖光幼稚園	4/8	8/10～8/15	12/28～1/5	6/6	3/19	3/28～3/29
清友幼稚園	4/4	8/14～8/15	12/29～1/4	5/10	3/19	3/29～3/30
竹淵幼稚園	4/1	8/12～8/16	12/29～1/5	なし	3/19	3/31
みなみ幼稚園	4/5	8/11～8/16	12/28～1/3	なし	3/16	3/29～3/31
八尾平和幼稚園	4/8	8/14～8/18	12/29～1/4	なし	3/16	3/29

◆小規模保育施設

施設名	入園式	夏期家庭協力日	年末・年始休園日	創立記念日	卒園式	年度末家庭協力日
(仮)かなで保育園	※令和6年度より新設					
げんき保育園 久宝寺園	4/1	なし	12/29～1/3	なし	3/16	なし
げんき保育園 JR久宝寺園	4/1	なし	12/29～1/3	なし	3/23	なし
(仮)サンライズキッズ保育園 曙川園	※令和6年度より新設					
サンライズキッズ保育園 八尾園	なし	なし	12/29～1/3	なし	3/22	なし
ニチイキッズ八尾太子堂保育園	4/6	なし	12/29～1/3	なし	3/23	なし

◆公立認定こども園

施設名	入園式	夏期家庭協力日	年末・年始休園日	創立記念日	卒園式	年度末家庭協力日
公立認定こども園	4/1	なし	12/29～1/3	なし	3/19	なし

28 認証保育施設

認定こども園等としての認可施設ではありませんが、市の要綱に基づき付近に認定こども園等がないなど、やむを得ない事由により保育ができない児童を対象に以下の施設へ斡旋(あっせん)しています。

詳しくは保育・こども園課までお問い合わせください。

認証保育施設名	所在地	電話番号	対象児
豆の木保育園	桜ヶ丘2-221	072-925-8839	0～2歳児
みどり保育園	末広町1-6-10	072-993-2437	0～2歳児

29 ひとり親家庭の保育支援事業における施設

市の要綱に基づきひとり親家庭の児童を対象に以下の施設へ入所案内しています。

詳しくは、保育・こども園課までお問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号	対象児
エブリ	青山町4-5-16	072-990-1155	0～2歳児

30 企業主導型保育事業における施設

国より、子ども・子育て支援法に規定する仕事・子育て支援事業としての助成を受け、事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスを提供する施設です。事業主の従業員以外の子どもも利用できます。詳しくは、施設までお問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号	対象児
いんくるーじょん保育園 久宝寺	跡部北の町3-1-26 久宝寺駅前クリニックビル402号	072-975-6735	0～2歳児
きっずらんど愛和	八尾木北5-170	080-4135-3749	0～5歳児
Shalom Kids 保育園	八尾木北6-43-1	072-968-7509	0～3歳児
すまいる保育園八尾南	若林町1-87 クロスティ八尾南壱番館1階	072-975-5305	0～5歳児
たいし保育園	太子堂2-3-27	072-992-7000	0～5歳児
たまご保育園	春日町1-4-13	072-923-1644	0～5歳児
保育所ちびっこらんど八尾園	北本町2-13-1 コノミヤ八尾店2階	072-943-3037	0～5歳児
つむぎ保育園	旭ヶ丘1丁目101番地	072-990-2030	0～2歳児
バンビ	水越2-81	072-940-3321	0～3歳児
YPC 保育園曙川南	都塚3丁目1015番地	072-998-1177	0～5歳児

31 令和5年度 地域子育て支援メニュー（参考）

名称	内容	実施施設	利用方法
休日保育	休日等(日曜日・祝日・年末年始)に家庭での保育が困難となった就学前の児童を保育園等で保育します。	キリンこども園 072-922-2353 認定こども園 マリア保育園 072-920-2300 アスク久宝寺駅前保育園 072-924-3060 おひさまこども園 072-991-1155	児童の認定状況や保護者の就労状況等により利用方法や利用料金が異なります。 各施設へ、直接お問い合わせください。
病児保育 (病児対応型)	児童が発熱や下痢、感染症などの病気の際に、家庭で保育を行うことが困難な児童をお預かりし、看護・保育をします。	八尾徳洲会総合病院「モコモコ保育室」 072-993-8869 (生後3か月～9歳まで) 認定こども園 マリア保育園 072-920-2300 (生後6か月～就学前まで) ※企業主導型保育事業における施設(32ページ参照)においても病児保育を実施しています。 たまご保育園 072-923-1644 YPC 保育園曙川南 072-998-1177 たいし保育園 072-992-7000	各施設へ、直接お問い合わせください。

令和5年10月発行 刊行物 R5-91

発行 八尾市こども若者部 保育・こども園課

〒581-0003

八尾市本町1-1-1

TEL 072(924)8529 (直通)